官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔復興庁令・省令〕
○厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令（復興庁・厚生労働一）　二
〔法規的告示〕
○山口県平生港は開港でなくなった件（財務三）　二
○健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件（厚生労働三）
〔その他告示〕
○日本型工学系高等教育による技術者育成環境整備計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三）　二
○南部地域における中核病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四）　三
○ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同五）
○東ティモール民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同六）
○保安林の指定をする件（農林水産六～一三）　四
○農薬を登録した件（同一四、一五）
○高速自動車国道に関する件（国土交通五）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一～八）　五
○自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（同九）　六
○海上における射撃試験について（防衛装備庁一）
○道路に関する件（東北地方整備局一、二）
○道路に関する件（中部地方整備局三、四）
○道路に関する件（九州地方整備局一）
〔国会事項〕　六
〔人事異動〕
内閣　公正取引委員会　法務省　財務省　七
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項　九
東北地方整備局公示（東北地方整備局）
〔公　告〕
諸事項　九
官庁
財団、犯罪被害財産支給手続終了決定、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一二

復興庁令・省令

○復興庁令第一号
厚生労働省

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和七年厚生労働省令第百十七号）の施行に伴い、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年一月七日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十三年内閣府厚生労働省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第五条　前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた薬局等整備事業に係る薬局であって薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）第一条第一項第四号に掲げる基準を満たさないもののうち、その所在地の道県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市にある場合においては、市長。次項において同じ。）が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、市長。次項において同じ。）が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、同号並びに同令第一条第一項第十号イ、第十号の二ロ、第十一号ロ、第十二号ロ及び第十四号ホの規定は、前条第二項の期間が満了する日までの間は、適用しない。 ２　前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた薬局等整備事業に係る店舗であって薬局等構造設備規則第二条第四号に掲げる基準を満たさないもののうち、その所在地の道県知事が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、同号並びに同条第十号ロ、第十一号ロ及び第十三号ハの規定は、前条第二項の期間が満了する日までの間は、適用しない。	**第五条**　前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた薬局等整備事業に係る薬局であって薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）第一条第一項第四号に掲げる基準を満たさないもののうち、その所在地の道県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市にある場合においては、市長。次項において同じ。）が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、同号並びに同令第一条第一項第十号イ、第十号の二ロ、第十一号ロ、第十二号ロ及び第十三号ホの規定は、前条第二項の期間が満了する日までの間は、適用しない。 ２　前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた薬局等整備事業に係る店舗であって薬局等構造設備規則第二条第四号に掲げる基準を満たさないもののうち、その所在地の道県知事が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、同号並びに同条第十号ロ、第十一号ロ及び第十二号ハの規定は、前条第二項の期間が満了する日までの間は、適用しない。

附　則

この命令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。

法規的告示

○財務省告示第三号

山口県平生港は、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第一条第三項の規定により令和八年一月一日から開港でなくなったので、同項の規定に基づき告示する。

令和八年一月七日

財務大臣　片山さつき

○厚生労働省告示第三号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき、健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成二十二年厚生労働省告示第三十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年三月一日から適用する。

令和八年一月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次に掲げる額とする。 一　（略） 二　福島県の支部にあっては、当該支部被保険者及びその被扶養者に係る保険給付として、十六億三千七百十六万九千円 三　石川県の支部にあっては、当該支部被保険者及びその被扶養者に係る保険給付として、七千二百二十一万千円	健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次に掲げる額とする。 一　（略） 二　福島県の支部にあっては、当該支部被保険者及びその被扶養者に係る保険給付として、十四億八千百一万五千円 （新設）

その他告示

○外務省告示第三号

令和七年十月八日にウランバートルで、日本型工学系高等教育による技術者育成環境整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　日本型工学系高等教育による技術者育成環境整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十八億六千九百万円
3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　井川原賢在モンゴル大使
モンゴル側　ボルド・ジャブフラン大蔵大臣

令和八年一月七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四号

令和七年十二月三日にビエンチャンで、南部地域における中核病院整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　南部地域における中核病院整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十八億六千五百万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日本側　小泉勉在ラオス大使

ラオス側　フォンサムット・アンラワン外務副大臣

令和八年一月七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第五号

令和七年十二月十二日にビエンチャンで、ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億九百万円

3　署名者

日本側　小泉勉在ラオス大使

ラオス側　フォンサムット・アンラワン外務副大臣

令和八年一月七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第六号

令和七年十二月十一日にディリで、東ティモール民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換が東ティモール民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億四千万円

3　贈与の供与期限　令和九年十二月三十一日

4　署名者

日本側　木村徹也在東ティモール大使

東ティモール側　ベンディト・ドス・サントス・フレイタス外務・協力大臣

令和八年一月七日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字ゴシキ谷五六八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ゴシキ谷五六八の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　京都府福知山市字一ノ宮小字北谷七八の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県さくら市喜連川字璉光院下四六九四の三（国有林）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及びさくら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市上南摩町字沢ノ入一六四九の一、一六四九の二、一六五五の三、二五七〇の一、二五七一の一、二五七三の一、二五七四の一、二五七七の一、二五八一の一、二五八三の一、二五八四の一から二五八四の三まで、二五八六、二五八七の四から二五八七の二一まで、二五八七の二三、二五八七の二四、二五八八の一、二五八九の一、二五八九の三、二五九〇の一、二五九一の一、二五九二の一、二五九三の一、二五九五の一、二五九八の一、二五九九の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町鱒渕八二〇の一、三三六九、三三七〇の三、三三七〇の五、三三七〇の七、三三七三の一から三三七三の四まで、三三七三の二一、三三七三の二三、三三七三の二七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町原村一三四七の一、一三四七の六、一三四八から一三五〇まで、一三五三の一、一三五四の一、一三五五、一三五六の一、一三六四の一、一三六五から一三六七まで、一三六八の一、一三六九の一、一三七〇、一三七三の一、一三七四から一三七八まで、一三七九の一、一三八六、一三八七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町和田九〇九、一五四五の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町上阿井二六〇四の一、二六〇四の二、二六三三の三、二六三五の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
上阿井二六〇四の一・二六〇四の二・二六三三の三・二六三五の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年十二月十日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24997	プロピリスルフロン・プロピピラゥキシフェンベンジル水和剤	カチドキＺフロアブル	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一

○農林水産省告示第十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年十二月十六日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24998	ポリオキシン・マンゼブ水和剤	リスクガード水和剤	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一

○国土交通省告示第五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年一月七日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間
東北縦貫自動車道弘前線	佐野市黒袴町字東山一〇〇二番一

供用開始の期日　令和八年一月七日九時

○防衛省告示第一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月七日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年一月二十一日の〇六〇〇から一二〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートル以下までの間
(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦　自衛艦十隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月七日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年一月十三日（予備、同月十四日及び同月十九日から同月二十一日）の〇六〇〇から一七〇〇まで
区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月七日　防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年一月十三日（予備、同月十四日及び同月十九日から同月二十一日）の〇六〇〇から一七〇〇まで
区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月七日　防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年一月十四日、同月十九日及び同月二十四日（予備、同月十三日、同月十五日、同月十六日、同月十八日、同月二十二日、同月二十五日及び同月二十六日）の毎日〇七〇〇から一九〇〇まで
区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月七日　防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年一月十九日及び同月二十四日（予備、同月二十日から同月二十二日、同月二十五日及び同月二十六日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月七日　防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年一月二十三日（予備、同月二十四日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月七日　防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年一月二十三日（予備、同月二十四日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒
実施艦　自衛艦十三隻

○防衛省告示第九号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

令和八年一月七日　防衛大臣　小泉進次郎

信号符字	番号	名称	付与年月日
JSNV	四一五二	あまつそら	令和七年十一月二十三日
JSPH	四一五三	あおぞら	令和七年十一月六日
JSNP	九〇一	さくら	令和七年十一月十三日
JSTL	九〇二	たちばな	令和七年十一月十三日

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月七日　防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年一月二十三日（予備、同月二十四日）の一一〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海陸面並びにその上空で海面高から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒
実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛装備庁告示第一号

海上における射撃試験を次のとおり実施する。

令和八年一月七日　防衛装備庁長官　青柳　肇

日　時　令和八年一月十〇日から同月十六日までの間、毎日〇九〇〇から一六〇〇まで

区　域　下北半島東方の次の(ア)から(オ)までの五地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(オ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四一度三二分四七秒

(イ)　北緯四一度一八分一〇秒　東経一四一度三三分四七秒

(ウ)　北緯四一度一五分一〇秒　東経一四一度二六分四七秒

(エ)　北緯四一度一五分一〇秒　東経一四一度二四分四七秒

(オ)　北緯四一度一六分一〇秒　東経一四一度二四分四七秒

なお、射撃は(エ)の地点付近の陸上から海面に向けて行われる。

その他

一　射撃試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、発射地点に赤旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月七日　東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号及び六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名取市飯野坂三丁目三九六番から同市飯野坂三丁目一七三番四まで	前	二三・一五～五二・二七メートル	〇・三六一キロメートル
	後	二三・一五～五〇・八八メートル	〇・三六一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月七日　東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号及び六号	名取市飯野坂三丁目三九六番から同市飯野坂三丁目一七三番四まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年一月七日

○中部地方整備局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月七日　中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
島田市志戸呂字滝ノ谷一一一七番一から同市志戸呂字杉沢三三三番一まで	前	四八・〇〇六～六〇・六八メートル	〇・〇五一キロメートル
	後	四八・〇〇六～六〇・八八メートル	〇・〇五一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

○中部地方整備局告示第四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月七日　中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	島田市志戸呂字滝ノ谷一一一七番一から同市志戸呂字杉沢三三三番一まで	中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年一月七日

○九州地方整備局告示第一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月七日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号及び二百五十一号	諫早市森山町田尻字東九平次一六二一番六から同市森山町田尻字東中仕切九七八番一まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年一月七日

国会事項

衆議院

辞令

（国際部副部長）衆議院参事　佐藤　浩

警務部長を命ずる

（環境調査室首席調査員）衆議院調査局調査員　鈴木　努

衆議院常任委員会専門員に任命する

環境委員会専門員を命ずる

環境調査室長に充てる

（議事部副部長議事部請願課長事務取扱）衆議院参事　小関　隆史

情報監視審査会事務局長を命ずる

（衆議院法制局法制主幹）衆議院法制局参事　原田　健成

衆議院参事に任命する

議事部付を命ずる

（議事部議事課兼議事部資料課）衆議院参事　岡山　恵梨

議事部議事課法規主幹を命ずる

（委員部第四課長兼委員部第五課長）同　杉本　守

議事部請願課長を命ずる

（委員部第五課調整主幹）同　成瀬　克実

委員部第三課調整主幹を命ずる

（委員部第三課調整主幹）同　佐々木伸之

委員部第四課長を命ずる

委員部第五課長兼務を命ずる

（委員部調査課調査主幹）同　畠山　利行

委員部第五課調整主幹を命ずる

（委員部調査課）同　大塚　陽子

委員部調査課調査主幹を命ずる

（警務部警備課長）同　臼井　俊二

警務部副部長を命ずる

警務部警務課長事務取扱を命ずる

（警務部防災課）同　菊地　猛

警務部警備主幹を命ずる

警務部防災課防災主幹兼務を命ずる

（警務部調整課長）同　宮内　剛
警務部警備課長を命ずる
（警務部防災課長）同　佐藤　武
警務部調整課長を命ずる
（警務部警備主幹兼警務部防災課防災主幹）同　坏　公司
警務部防災課長を命ずる
（庶務部文書課長）同　平子　由美
庶務部副部長を命ずる
庶務部情報管理監兼務を命ずる
（庶務部人事課長）同　竹内　聡子
庶務部副部長を命ずる
庶務部人事課長事務取扱を命ずる
（管理部厚生課長）同　大戸　優子
庶務部文書課長を命ずる
（庶務部営繕課契約監理主幹）同　曽根　猛
庶務部電気施設課契約監理主幹兼務を命ずる
（委員部第七課）同　大沢季久倫
管理部自動車課総務主幹を命ずる
（憲政記念館資料管理課調整主幹）同　押越　嘉満
管理部印刷課長を命ずる
（衆議院法制局第五部第二課長）衆議院法制局参事　中島　陽
衆議院参事に任命する
管理部厚生課長を命ずる
（国際部国際会議課長）衆議院参事　藤田　博光
国際部副部長を命ずる
国際部国際会議課長事務取扱を命ずる
（庶務部電気施設課契約監理主幹）同　神薗　直子
憲政記念館資料管理課長を命ずる
（憲政記念館資料管理課兼議事部資料課）同　髙橋令依子
憲政記念館資料管理課調整主幹を命ずる
（安全保障調査室次席調査員）衆議院調査局調査員　浦辺　哲矢
環境調査室次席調査員を命ずる
東日本大震災復興及び原子力問題調査特別調査室次席調査員兼務を命ずる
衆議院調査局調査員に任命する
安全保障調査室首席調査員を命ずる
（憲政記念館資料管理課長）衆議院参事　石川　真一
（国土交通調査室次席調査員）衆議院調査局調査員　井上　和輝
衆議院法制局へ出向を命ずる（各通）（以上一月一日）

衆議院法制局

辞令

衆議院法制局参事に任命する　橘　幸信
衆議院法制局特別参与を命ずる
（第一部副部長第一部第一課長事務取扱）衆議院法制局参事　栗原　理恵
第一部長を命ずる
第一部第一課長事務取扱を免ずる
（第二部長）同　白藤　知木
第二部第二課長事務取扱を命ずる
（法制主幹）同　原田　健成
衆議院事務局に出向させる
（衆議院事務局議事部付）衆議院参事　原田　健成
兼ねて衆議院法制局参事に任命する
法制主幹を命ずる
（法制企画調整部副部長法制企画調整部企画調整課長事務取扱）衆議院法制局参事　吉田　尚弘
第一部副部長を命ずる
第一部第一課長事務取扱を命ずる
（第五部副部長第五部第一課長事務取扱）同　仁田山義明
第二部副部長を命ずる
第二部第一課長事務取扱を命ずる
（法案審査部審査第一課長法案審査部審査第二課長兼務）同　梶山　知唯
法制企画調整部企画調整課長を命ずる
法案審査部審査第二課長兼務を免ずる
（第二部第一課長）同　窪島　春樹
法制企画調整部基本法制課長を命ずる
（第二部第二課長）同　氏家　正喜
第三部第二課長を命ずる
（第四部第二課調整主幹）同　皆川　治之
第四部第二課長を命ずる
（衆議院事務局憲政記念館資料管理課長）衆議院参事　石川　真一
衆議院法制局参事に任命する
第五部第一課長を命ずる
（第三部第二課長）衆議院法制局参事　中司　光紀
第五部第二課長を命ずる
（法制企画調整部基本法制課長）同　牛山　敦
法案審査部審査第一課長を命ずる
法案審査部審査第二課長兼務を命ずる
（衆議院調査局国土交通調査室次席調査員）衆議院調査局調査員　井上　和輝
衆議院法制局参事に任命する
法案審査部審査第一課調整主幹を命ずる
（法制次長第一部長事務取扱）衆議院法制局参事　望月　譲
第一部長事務取扱を免ずる
（第四部長第四部第二課長事務取扱）同　片山　敦嗣
第四部第二課長事務取扱を免ずる
（第五部第二課長）同　中島　陽
衆議院事務局に出向させる（以上一月一日）

人事異動

内閣

（川越簡易裁判所判事・さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事　松本　明敏
判事兼簡易裁判所判事に任命する
（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　男澤　聡子
簡易裁判所判事兼判事に任命する
（同）同　梅本圭一郎
願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上七年十二月二十八日）
（東京地方裁判所判事補）判事補　金城理桜子
願に依り本官を免ずる
（さいたま家庭裁判所判事兼さいたま地方裁判所判事・越谷簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　江尻　禎
願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上七年十二月三十一日）
（東京地方裁判所）裁判所事務官　塚田明希子
判事補兼簡易裁判所判事に任命する（一月一日）　佐伯　耕三
内閣広報官に任命する
内閣広報官（小林　麻紀）　寺田　麻紀
願に依り本官を免ずる（以上一月四日）
（東京高等検察庁検事）検事　石田佳世子
判事兼簡易裁判所判事に任命する（一月五日）
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　岡部　渉
（厚生労働省大臣官房会計課計管理官）厚生労働事務官　伊藤　洋平
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）（一月一日）

公正取引委員会

（経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室長）内閣府事務官　藤谷　義秀
経済取引局取引部企業取引課取引適正化調査室長に配置換する
（経済取引局取引部企業取引課上席下請取引検査官）同　唐澤　斉
（同）同　関根　由詔
経済取引局取引部企業取引課上席取引適正化検査官に配置換する（各通）（以上一月一日）

法務省

（土浦区検察庁副検事）副検事　黒澤　信一
辞職を承認する（七年十二月二十六日）

財務省

（大臣官房会計課長）財務事務官　松田　康宏
大臣官房公文書監理官を命ずる
（大臣官房政策立案総括審議官兼大臣官房公文書監理官兼大臣官房審議官）同　湯下　敦史
大臣官房公文書監理官兼務を免ずる（以上一月一日）

叙位・叙勲

○叙位

（北海道大学名誉教授）河村　正昭
（岡山大学名誉教授）佐藤　園
正四位に叙する（各通）
河内　清
正五位に叙する
新井　哲夫　大泉タケシ
（防衛事務官）岡　昭
岡本　永治　塩崎　順
従五位に叙する（各通）
石村　和清　井上榮一郎　高尾　武徳
檜　宏　橋戸　知巳　廣瀬　憲一
松井　貞夫
正六位に叙する（各通）
伊吹　志朗　片上修二郎　川瀬　里美
庄野　公敏　田中　幸雄　津出　重宏
中川　英彦　藤井　茂　松本　哲也
茂手木昭良
従六位に叙する（各通）
藤井　治　松本　孝司
正七位に叙する（各通）
竹澤　喬　松尾　翠
従七位に叙する（各通）（以上七年十一月二十四日）
小林　茂
福井　真介　島元　喬敏
森田　敬一
従五位に叙する（各通）
飯田　茂男　石田　啓　伊東洋一郎
井部　昌雄　櫻木　博　妹尾　重美
戸高　篤雄
正六位に叙する（各通）
梅田　司　岡井　一夫
新谷　寛　曽根　悦司　齋藤　滋治
難波　允　乃一　直温　冨岡　寛美
柳町　隆光　山口　和俊　松橋　啓介
山本　富裕
従六位に叙する（各通）
江刺　正　古明地　要
正七位に叙する（各通）
岩間　政彦　橋口　利廣　東岡貴美也
由良　弘
従七位に叙する（各通）（以上七年十一月二十五日）
大瀬　明廣　瀬口　龍一
正五位に叙する（各通）
池田　良夫　市田　恭資
宮澤　憲司　山内　正孝
従五位に叙する（各通）
（愛知県職員）
稲田　武久　北橋　正敏　伊藤　浩明
佐藤哲二郎　清水　肇　小松　幸平
新見　健　宮脇　洋　高田　明
山内　力雄
正六位に叙する（各通）
氏家　禎輝　内山　一　大池　廣美
小林　剛史　寺門　信夫　長岡　慶和
平野力四郎　山本　二男
従六位に叙する（各通）
田部　富雄　前田　泰男
正七位に叙する（各通）
垣内　瑞昭
従七位に叙する（以上七年十一月二十六日）
河本　英典
従四位に叙する
鈴木　眞紀
従六位に叙する（以上七年十一月二十九日）
宮西　忠義
従六位に叙する（七年十二月一日）

○叙勲

旭日双光章を授ける
鈴木　基司　田島　博之　廣瀬　憲一
旭日単光章を授ける（各通）（以上七年十一月二十四日）
行待　実
旭日小綬章を授ける
伊礼　征男　原　博　小林　茂
旭日単光章を授ける（各通）（以上七年十一月二十五日）
（富山県入善町議会議員）
五十里國明
田宮　直子
旭日単光章を授ける（各通）（七年十一月二十六日）
（北海道大学名誉教授）河村　正昭
（岡山大学名誉教授）佐藤　園
瑞宝中綬章を授ける（各通）
塩崎　順
瑞宝小綬章を授ける
大泉タケシ　岡　昭
（防衛事務官）
岡本　永治　関　實
高尾　武徳　中川　英彦
松本　孝司　藤井　茂
瑞宝双光章を授ける（各通）
舟橋　幹雄　松尾　翠
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七年十一月二十四日）
福井　真介
瑞宝小綬章を授ける
飯田　茂男　島元　喬敏
宮脇　昭博　冨岡　寛美
瑞宝双光章を授ける（各通）
柳町　隆光　山本　富裕
明石　紘一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七年十一月二十五日）
齋藤　滋治　岩間　政彦
松橋　啓介
（愛知県職員）
稲田　武久　浅田　裕
長岡　慶和　伊藤　浩明
瑞宝双光章を授ける（各通）
垣内　瑞昭　清水　肇
宮脇　洋
田部　富雄　松岡　守
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七年十一月二十六日）
北嶋　吉勝
瑞宝双光章を授ける（七年十一月二十八日）
鈴木　眞紀
瑞宝双光章を授ける（七年十一月二十九日）
ブラジル連邦共和国大統領　ルイス・イナシオ・ルーラ・ダ・シルヴァ
大勲位菊花大綬章を贈進する
同国大統領夫人　ジャンジャ・ルーラ・ダ・シルヴァ
宝冠大綬章を贈与する（以上七年三月十八日）
元本邦駐箚特命全権大使　韓民国　尹　徳敏
旭日大綬章を贈与する（七年四月二十五日）
（在日アメリカ合衆国陸軍司令官）アメリカ合衆国陸軍少将　ディヴィッド・ビー・ウォーマック
旭日重光章を贈与する
（在本邦アメリカ合衆国大使館付海兵隊武官）アメリカ合衆国海兵隊中佐　ジョセフ・スールー・リー
旭日小綬章を贈与する（以上七年六月十日）
元本邦駐箚ドミニカ共和国特命全権大使　ロバート・ミキイ・タカタ・ピメンテル
旭日大綬章を贈与する（七年六月二十四日）
元本邦駐箚ポルトガル共和国特命全権大使　ヴィットル・パウロ・ダ・コスタ・セレーノ
旭日大綬章を贈与する
（在本邦アメリカ合衆国大使館付陸軍武官）アメリカ合衆国陸軍大佐　ジェームズ・チェイニー
旭日中綬章を贈与する（以上七年八月二十九日）
本邦駐箚ペルー共和国特命全権大使　ロベルト・エルナン・セミナリオ・ポルトカレロ
旭日大綬章を贈与する（七年十一月十四日）
元本邦駐箚フランス共和国特命全権大使　フィリップ・セトン
旭日大綬章を贈与する（七年十一月二十八日）

皇室事項

新年祝賀の儀

一月一日、宮中において、新年祝賀の儀を行われた。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月七日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号及び六号

(三) 占用を制限する区域　備考

(四) 名取市飯野坂三丁目三九六番から同市飯野坂三丁目一七三番四まで

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年一月七日

(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月七日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号及び四十七号

(三) 占用を制限する区域　備考

(四) 宮城県黒川郡大衡村大衡字柝木一四五番八から同村大衡字柝木一四五番二二まで

制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年一月七日

(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

公　告

諸　事　項

工場財団

香川県丸亀市中津町1676番地**株式会社伏見製薬所**の工場財団に香川県丸亀市中津町1676番地株式会社伏見製薬所本社工場、香川県丸亀市港町307番地の１株式会社伏見製薬所港町工場及び徳島県徳島市応神町吉成字有天104番地の１株式会社伏見製薬所徳島工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年１月７日　高松法務局丸亀支局

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

令和８年１月７日　東京地方検察庁立川支部検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第５号ロの規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁立川支部　令和７年第２号

2　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　令和８年１月７日

3　終了決定をした理由　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第20条の規定において準用する第14条第１項の規定により、資格裁定を受けた者について被害回復給付金の特別支給を行ったため。

4　この公告に関する問い合わせ先

〒190―8544　東京都立川市緑町６番地の３　東京地方検察庁立川支部

犯罪被害財産支給手続担当　電話番号　042―548―5055（代表）内線487

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（東京地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記４のとおり）。

○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該決定をした検察官が所属する検察庁（東京地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和８年１月７日　経済産業大臣　赤澤　亮正

名　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社岡山冠婚葬祭互助会	岡山県岡山市南区新保1132番５号	互第6013号	令和７年12月８日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和８年１月７日　　中国経済産業局長　林　　揚哲

次表に掲げる者が供託した営業保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、令和８年３月９日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、令和８年３月９日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社岡山冠婚葬祭互助会	岡山県岡山市南区新保1132番５号	令和７年12月８日

記

あて先　〒730―8531　広島県広島市中区上八丁堀６番30号
中国経済産業局産業部消費経済課
電話082―224―5671
メールbzl-kanpu06@meti.go.jp

様式

申　　出　　書

中国経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１．債務者の名称及び住所
２．債権額
３．債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和７年（家）第２９４９号
富山県富山市鵜島1643番地サーバス新富山409号
申立人　西野　重信
本籍富山県高岡市戸出光明寺202番地、最後の住所富山県高岡市戸出光明寺202番地、死亡の場所富山県砺波市、死亡年月日令和７年６月20日、出生の場所富山県西砺波郡是戸村、出生年月日昭和17年２月25日、職業無職
被相続人　亡　浦野　洋策
事務所富山県射水市沖塚原747番地１ＴＬＣビル３階
相続財産清算人　司法書士　林　　哲朗
催告期間満了日　令和８年７月17日
富山家庭裁判所高岡支部

令和７年（家）第７８７号
岐阜県美濃加茂市新池町３丁目４番１号
申立人　社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会
本籍岐阜県美濃加茂市森山町５丁目13番、最後の住所岐阜県美濃加茂市森山町５丁目13番11号、死亡の場所岐阜県美濃加茂市、死亡年月日令和７年７月８日、出生の場所愛知県名古屋市東区、出生年月日昭和23年９月４日、職業無職
被相続人　亡　前島　道子
岐阜県美濃加茂市中部台５丁目７番地26
相続財産清算人　司法書士　坂下　恵司
催告期間満了日　令和８年７月10日
岐阜家庭裁判所御嵩支部

令和７年（家）第３３５号
三重県四日市市桜町3061番地１
申立人　辻　由美子
三重県四日市市八王子町３番地４
申立人　小林　善孝
申立人ら手続代理人弁護士　寺井　　渉
本籍三重県四日市市八王子町３番地４、最後の住所三重県四日市市笹川３丁目227番地、死亡の場所三重県四日市市、死亡年月日令和７年５月21日頃から31日頃までの間、出生の場所三重県四日市市、出生年月日昭和31年２月７日、職業不明
被相続人　亡　小林　健治
三重県四日市市幸町２番11―１号　ユナイテッド・パートナーズ法律事務所四日市オフィス
相続財産清算人　弁護士　岡野　陽介
催告期間満了日　令和８年７月15日
津家庭裁判所四日市支部

令和７年（家）第４２５６号
大阪府大阪市中央区中寺１丁目１番54号大阪社会福祉指導センター内
申立人　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
本籍大阪府大阪市東住吉区北田辺４丁目５番地、最後の住所大阪府羽曳野市南惠我之荘７丁目６番16号、死亡の場所大阪府羽曳野市、死亡年月日令和７年３月１日頃から７日頃までの間、出生の場所大阪府南河内郡埴生村、出生年月日昭和22年３月４日、職業無職
被相続人　亡　荒木　耕三
事務所大阪市中央区備後町２丁目４番６号森田ビル６階
相続財産清算人　弁護士　船戸貴美子
催告期間満了日　令和８年７月21日
大阪家庭裁判所堺支部

令和７年（家）第４９号
新潟県佐渡市畑野甲533番地
申立人　社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会
本籍新潟県佐渡市小木金田新田41番地、最後の住所新潟県佐渡市小木金田新田41番地、死亡の場所新潟県佐渡市、死亡年月日令和７年２月21日、出生の場所新潟県佐渡郡小木町、出生年月日昭和19年７月28日、職業無職
被相続人　亡　立木　久夫
事務所新潟県佐渡市河原田本町394番地法テラス佐渡法律事務所
相続財産清算人　弁護士　林　　大樹
催告期間満了日　令和８年７月21日
新潟家庭裁判所佐渡支部

令和７年（家）第４０４７２号
東京都港区浜松町２丁目３番１号
申立人　リサＲＴ債権回収株式会社
本籍神戸市北区山田町小部字南山２番地545、最後の住所神戸市北区山田町小部字南山２番地の545　907号、死亡の場所兵庫県神戸市北区、死亡年月日令和６年１月17日、出生の場所兵庫県神戸市兵庫区、出生年月日昭和25年４月19日、職業不明
被相続人　亡　安保　知行
神戸市中央区明石町48番地神戸ダイヤモンドビル８階　六甲法律事務所
相続財産清算人　弁護士　松田　昌明
催告期間満了日　令和８年７月24日
神戸家庭裁判所

令和７年（家）第１１２７号
奈良県橿原市山之坊町117番地の43
申立人　和田　寛子
本籍奈良県橿原市八木町３丁目132番地１、最後の住所奈良県橿原市白橿町５丁目１番22―408号、死亡の場所奈良県橿原市、死亡年月日令和７年６月日時不詳、出生の場所奈良県橿原市、出生年月日昭和35年９月29日、職業不明
被相続人　亡　太田　　孝
奈良市高天町19―１奈良今西ビル４階　古都の風法律事務所
相続財産清算人　弁護士　藤澤　頼人
催告期間満了日　令和８年７月21日
奈良家庭裁判所葛城支部

令和７年（家）第７１２８号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目10番８号
申立人　吉川　昌子
本籍大分県杵築市山香町大字野原3244番地、最後の住所福岡県福岡市中央区草香江２丁目２番11号ハイツ草香江605号、死亡の場所福岡県福岡市城南区、死亡年月日令和５年10月24日、出生の場所大分県別府市、出生年月日昭和29年７月18日、職業不明
被相続人　亡　小屋　光生
事務所福岡県福岡市中央区六本松４－３－２インエイト３階
相続財産清算人　弁護士　和智　章一
催告期間満了日　令和８年７月31日
福岡家庭裁判所

令和７年（家）第７２１８号
福岡県那珂川市西隈１丁目１番１号
申立人　那珂川市
本籍福岡県那珂川市大字市ノ瀬593番地、最後の住所福岡県那珂川市大字市ノ瀬593番地、死亡の場所福岡県那珂川市、死亡年月日推定令和４年12月、出生の場所福岡県筑紫郡筑紫野町、出生年月日昭和30年５月７日、職業不明
被相続人　亡　上野　君江
事務所福岡県福岡市中央区赤坂１丁目７番25号エステートモア赤坂205号
相続財産清算人　弁護士　阿部　航太
催告期間満了日　令和８年７月31日
福岡家庭裁判所

令和７年（家）第３０１５０号
東京都目黒区目黒本町３丁目１番17号あかね総合法律事務所
申立人　飯塚惠美子
本籍熊本県玉名郡和水町瀬川309番地、最後の住所千葉県船橋市本郷町618番地１グリーンライフ船橋、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令和７年３月10日、出生の場所東京市豊島区、出生年月日昭和７年３月８日、職業無職
被相続人　亡　本村八惠子
事務所東京都目黒区目黒本町３丁目１番17号あかね総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　飯塚惠美子
催告期間満了日　令和８年８月３日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和７年（家）第３０１５６号
兵庫県宝塚市中山五月台７丁目１番104号
申立人　園部まち子
本籍愛媛県松山市平和通２丁目２番地７、最後の住所千葉県印西市物木183番地１、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日平成23年11月７日、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和２年10月11日、職業不明
被相続人　亡　柳生　宗利
事務所千葉市中央区中央３丁目５番１号千葉中央トーセイビル９階　藤井・滝沢綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　高塚　真希
催告期間満了日　令和８年８月５日
千葉家庭裁判所佐倉支部

令和７年（家）第３０３０１号
千葉県柏市柏６丁目１番１―602号
申立人　関谷　一和
本籍熊本県玉名市岱明町大野下1048番地２、最後の住所千葉県松戸市松戸1516番地　すみれ荘６号、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日令和７年２月４日、出生の場所全羅北道群山府、出生年月日昭和13年１月10日、職業無職
被相続人　亡　茂村　靖宣
千葉県柏市柏６丁目１番１―602号
相続財産清算人　関谷　一和
催告期間満了日　令和８年８月５日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和７年（家）第２０１０７号
千葉県木更津市新田２丁目６番１号　かずさ総合法律事務所
申立人　古田　恭司
本籍千葉県木更津市清見台３丁目７番地１、最後の住所千葉県富津市豊岡1728番地１天羽養護老人ホーム、死亡の場所千葉県君津市、死亡年月日令和６年７月11日、出生の場所宮崎県西臼杵郡七折村、出生年月日昭和23年４月24日、職業無職
被相続人　亡　甲斐　義明
事務所千葉県木更津市新田２丁目６番１号かずさ総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　古田　恭司
催告期間満了日　令和８年８月25日
千葉家庭裁判所木更津支部

令和６年（家）第４００２４号
札幌市中央区大通西12丁目
申立人　札幌地方検察庁検察官検事　吉田　俊介
本籍北海道登別市登別東町４丁目42番地12、最後の住所北海道登別市登別東町４丁目42番地12、死亡の場所北海道登別市、死亡年月日令和５年３月28日、出生の場所岡山県浅口郡玉島町、出生年月日昭和13年３月13日、職業不明
被相続人　亡　石浪　寅雄
事務所北海道室蘭市東町２丁目21―12　石井第一ビル２階　池田翔一法律事務所
相続財産清算人　弁護士　池田　翔一
催告期間満了日　令和８年７月８日
札幌家庭裁判所室蘭支部

令和７年（家）第４００２６号
北海道登別市中央町６丁目11番地
申立人　登別市
本籍北海道登別市中央町７丁目34番地３、最後の住所北海道登別市常盤町１丁目13番地３小川一洋方、死亡の場所北海道室蘭市、死亡年月日令和４年７月18日、出生の場所北海道太櫓郡太櫓村、出生年月日昭和５年12月４日、職業無職
被相続人　亡　渡部千二夫
事務所北海道室蘭市東町２丁目27番４号セミナービル３階　弁護士法人北海道みらい法律事務所
相続財産清算人　弁護士　菊地　俊邦
催告期間満了日　令和８年７月８日
札幌家庭裁判所室蘭支部

令和７年（家）第１２７９号
北海道北斗市中央１丁目３番10号
申立人　北斗市
本籍東京都北区赤羽台４丁目17番、最後の住所北海道北斗市大工川２丁目１番４号、死亡の場所北海道北斗市、死亡年月日推定令和６年12月21日から31日までの間、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和29年８月30日、職業不明
被相続人　亡　工藤　　朗
函館市宮前町６番22号
相続財産清算人　弁護士　米塚　茂樹
催告期間満了日　令和８年７月８日
函館家庭裁判所

令和７年（家）第７８２号
埼玉県越谷市越ヶ谷４丁目２番１号
申立人　越谷市長　福田　　晃
本籍埼玉県越谷市大成町８丁目2808番地１、最後の住所埼玉県越谷市大成町８丁目2808番地１、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日令和６年10月21日、出生の場所岩手県二戸郡安代町、出生年月日昭和16年３月２日、職業不明
被相続人　亡　工藤　雅裕
事務所埼玉県越谷市越ヶ谷２丁目８番21号サンリット越谷ビル４階なかざわ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中澤　伸浩
催告期間満了日　令和８年７月10日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和７年（家）第９０９３３号
東京都足立区花畑７丁目17番24号
申立人　阿部　広伸
本籍東京都豊島区上池袋４丁目2310番地、最後の住所東京都府中市本町２丁目18番地の１朝日シティパリオ府中705、死亡の場所東京都府中市、死亡年月日推定平成30年７月18日、出生の場所愛知県名古屋市昭和区、出生年月日昭和22年３月26日、職業無職
被相続人　亡　山田　秀子
事務所東京都中野区中野５丁目67番６号ビジネスハイツ中野７階705号室　慶福法律事務所
相続財産清算人　弁護士　金子　　玄
催告期間満了日　令和８年７月10日
東京家庭裁判所立川支部

令和７年（家）第１５１９０号
滋賀県東近江市宮荘町612―17
申立人　琴寄　泰隆
本籍新潟県新潟市中央区関屋松波町３丁目347番地、最後の住所新潟市西区坂井1006番地４、死亡の場所新潟県新潟市西蒲区、死亡年月日令和４年１月13日、出生の場所新潟県新潟市、出生年月日昭和31年７月５日、職業不明
被相続人　亡　琴寄　泰明
事務所新潟市中央区学校町通一番町12　市役所前ビル３階　新潟みなと法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山本　大貴
催告期間満了日　令和８年７月10日
新潟家庭裁判所

令和７年（家）第３１５８号
山梨県甲府市中央３丁目９番11号　セントラルマンション302号
申立人　小林　　勅
本籍山梨県甲斐市中下条904番地２、最後の住所山梨県北杜市明野町上手520番地明山荘、死亡の場所山梨県北杜市、死亡年月日令和７年６月17日、出生の場所山梨県北巨摩郡須玉町、出生年月日昭和７年１月15日、職業無職
被相続人　亡　小林　治江
事務所山梨県甲府市丸の内１丁目17番18号東山ビル２階　せきもと法律事務所
相続財産清算人　弁護士　關本　喜文
催告期間満了日　令和８年７月８日
甲府家庭裁判所

令和７年（家）第２０１７７号
大分県津久見市宮本町20番15号
申立人　津久見市
本籍大分県津久見市大字千怒5123番地、最後の住所大分県津久見市大字千怒5123番地、死亡の場所大分県津久見市、死亡年月日令和７年６月12日頃、出生の場所大分県大分市、出生年月日昭和39年７月24日、職業会社員
被相続人　亡　繁田　康之
事務所大分市中春日町４番25号ＧＩＪビル３階けさまる法律事務所
相続財産清算人　弁護士　今朝丸　貴
催告期間満了日　令和８年７月15日
大分家庭裁判所

令和７年（家）第１４０号
鳥取県東伯郡三朝町大字三朝972番地６
申立人　岩本　京子
本籍福岡市中央区六本松１丁目２番、最後の住所鳥取市永楽温泉町554番地アルファステイツ永楽通り1504号、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日令和７年３月６日、出生の場所佐賀県唐津市、出生年月日昭和31年６月16日、職業不明
被相続人　亡　山﨑　達司
事務所鳥取市元魚町２－105　アイシンビル５階
相続財産清算人　瀬古　智昭
催告期間満了日　令和８年７月21日
鳥取家庭裁判所

令和７年（家）第３１０８号
茨城県古河市東山田5310番地646
申立人　安田　和正
本籍茨城県古河市東山田5310番地480、最後の住所茨城県古河市東山田5310番地480、死亡の場所茨城県古河市、死亡年月日令和５年12月11日、出生の場所東京都北多摩郡昭和町、出生年月日昭和18年８月８日、職業不明
被相続人　亡　関根　　武
事務所茨城県古河市長谷町27番６号弁護士法人かなえ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　藤本　　純
催告期間満了日　令和８年７月16日
水戸家庭裁判所下妻支部

令和７年（家）第３１３９号
茨城県古河市谷貝883番地
申立人　株式会社星田商運
本籍茨城県古河市山田11番地、最後の住所茨城県古河市小堤1796番地２特別養護老人ホーム白英荘、死亡の場所茨城県古河市、死亡年月日令和５年５月11日、出生の場所茨城県猿島郡八俣村、出生年月日大正13年２月20日、職業無職
被相続人　亡　中村　シヅ
事務所茨城県古河市尾崎4597番地２
相続財産清算人　司法書士　倉本　恵子
催告期間満了日　令和８年７月16日
水戸家庭裁判所下妻支部

令和７年（家）第４０８９７号
埼玉県戸田市笹目南町11－１－416
申立人　沖野　友和
本籍東京都港区西麻布３丁目21番地、最後の住所横浜市青葉区柿の木台30番地４第２小川ハイツ202号、死亡の場所神奈川県横浜市青葉区、死亡年月日令和７年５月25日、出生の場所東京都北区、出生年月日昭和33年12月31日、職業会社員
被相続人　亡　浅野　　誠
事務所横浜市鶴見区鶴見中央４－14－６ヴィラフォルテⅡ401
相続財産清算人　弁護士　熊澤　美香
催告期間満了日　令和８年７月16日
横浜家庭裁判所

令和７年（家）第７１０８号
神奈川県座間市広野台１丁目24－32
申立人　ライオンズマンション相武台前管理組合
本籍神奈川県座間市広野台１丁目5080番地１、最後の住所秋田県能代市二ツ井町麻生字網前59番地、死亡の場所秋田県能代市、死亡年月日令和４年６月２日、出生の場所秋田県北秋田郡七座村、出生年月日昭和25年６月５日、職業不明
被相続人　亡　工藤　　勇
神奈川県相模原市中央区矢部４丁目17番８号相模中央マンション２階　弁護士法人多湖総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　松浦　　薫
催告期間満了日　令和８年７月15日
横浜家庭裁判所相模原支部

令和７年（家）第４１４号
宮崎県宮崎市佐土原町下那珂4518番地355
申立人　橋口　　正
本籍宮崎県延岡市夏田町6606番地、最後の住所三重県四日市市小浜町９番地２、死亡の場所三重県四日市市、死亡年月日平成21年１月25日、出生の場所宮崎県東臼杵郡南方村、出生年月日昭和６年12月30日、職業不明
被相続人　亡　黒木ヤヨイ
宮崎県宮崎市大塚町浜川田4947番２　あおば法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山田　秀一
催告期間満了日　令和８年７月17日
津家庭裁判所四日市支部

令和７年（家）第２０４６９号
兵庫県川西市丸山台１丁目４番地の３
申立人　阪急日生ニュータウン花咲く丘の街団地管理組合
本籍大阪府大阪市福島区吉野４丁目129番地、最後の住所兵庫県川西市丸山台１丁目４番地の３　Ｆ－509、死亡の場所兵庫県川西市、死亡年月日令和７年７月以下不詳、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和44年１月28日、職業不明
被相続人　亡　吉谷　典子
兵庫県宝塚市栄町２丁目１番２号　ソリオ２７階よつば法律事務所
相続財産清算人　弁護士　松尾　隆寛
催告期間満了日　令和８年７月17日
神戸家庭裁判所伊丹支部

令和７年（家）第８０４２９号
埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸61番地１
申立人　村田　京子
本籍埼玉縣大宮市大字高鼻35番地、最後の住所不明、死亡の場所ラバウル、死亡年月日昭和20年３月31日、出生の場所大宮町大字大宮2740番地、出生年月日大正２年３月10日、職業不明
被相続人　亡　石井　刄造
事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂３－17－21高砂武蔵ビル501　柘植法律事務所
相続財産清算人　弁護士　柘植　一郎
催告期間満了日　令和８年７月21日
さいたま家庭裁判所

令和７年（家）第３０１４号
埼玉県加須市旗井920番地１
申立人　奈良　博之
本籍埼玉県加須市旗井920番地１、最後の住所埼玉県加須市旗井967番地１、死亡の場所茨城県古河市、死亡年月日令和６年３月22日、出生の場所埼玉県北埼玉郡大利根町、出生年月日昭和18年６月11日、職業会社役員
被相続人　亡　奈良　昭二
事務所埼玉県川口市本町４－１－８川口センタービル４階　多田竜一法律事務所
相続財産清算人　弁護士　多田　竜一
催告期間満了日　令和８年７月21日
さいたま家庭裁判所久喜出張所

令和７年（家）第３０３３号
さいたま市浦和区常盤10丁目13番10号
申立人　りそな保証株式会社
本籍埼玉県久喜市吉羽2197番地１、最後の住所埼玉県久喜市桜田３丁目10番12、死亡の場所埼玉県久喜市、死亡年月日令和６年３月５日、出生の場所三重県尾鷲市、出生年月日昭和37年11月25日、職業不明
被相続人　亡　谷口　佳則
事務所さいたま市大宮区宮町３－11－４オリエンタル大宮ビル４階　大宮パートナーズ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　栗原千亜希
催告期間満了日　令和８年７月21日
さいたま家庭裁判所久喜出張所

令和７年（家）第３０５３号
埼玉県さいたま市大宮区桜木町１丁目378番地ビズコンフォート大宮西口ビル５Ｆ－５
申立人　池田　朋子
本籍埼玉県幸手市南１丁目４番地、最後の住所埼玉県幸手市東４丁目９番15号　グループホームフローラ幸手、死亡の場所埼玉県幸手市、死亡年月日令和７年９月14日、出生の場所埼玉県北葛飾郡上高野村、出生年月日昭和７年７月24日、職業無職
被相続人　亡　中村　てい
事務所埼玉県川口市芝新町５－１ＳＫビル６階Ｃ号室　わらび法律事務所
相続財産清算人　弁護士　織田　恭央
催告期間満了日　令和８年７月21日
さいたま家庭裁判所久喜出張所

令和７年（家）第４０１３０号
盛岡市西下台町14番33号
申立人　平井　千江
本籍岩手県宮古市鍬ヶ崎下町11番地４、最後の住所盛岡市西下台町14番33号、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日令和７年１月13日、出生の場所岩手県宮古市、出生年月日昭和25年８月28日、職業不明
被相続人　亡　佐々木勝美
事務所盛岡市中央通３―17―７　北星ビル３階北奥法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小保内義和
催告期間満了日　令和８年７月14日
盛岡家庭裁判所

令和７年（家）第４０１２３号
盛岡市神明町５番４号
申立人　弁護士法人岩手銀河法律事務所
本籍岩手県滝沢市巣子169番地、最後の住所岩手県滝沢市大釜竹鼻163番地11ナーシングホーム夢咲、死亡の場所岩手県滝沢市、死亡年月日令和６年10月26日、出生の場所岩手県岩手郡滝沢村、出生年月日昭和31年９月６日、職業無職
被相続人　亡　武藤　　力
主たる事務所盛岡市神明町５番４号
相続財産清算人　弁護士法人岩手銀河法律事務所
催告期間満了日　令和８年７月21日
盛岡家庭裁判所

令和７年（家）第４０１２７号
盛岡市上堂４丁目１番45号
申立人　新谷　義弘
本籍岩手県八幡平市平舘第二十九地割４番地１、最後の住所岩手県八幡平市平舘第二十九地割４番地１、死亡の場所岩手県八幡平市、死亡年月日令和６年10月19日、出生の場所岩手県九戸郡葛巻村、出生年月日昭和７年１月10日、職業不詳
被相続人　亡　新谷ミサヨ
事務所盛岡市愛宕町12―19　高橋法律事務所
相続財産清算人　弁護士　望月　敦允
催告期間満了日　令和８年７月31日
盛岡家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和７年（へ）第４９号
東京都町田市小野路町1945番地
申立人　世田谷精機株式会社
代表者代表取締役　内田　昌孝
権利を争う旨の申述の終期　令和８年４月８日
令和７年12月18日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＵＰ56422
金額　374,000円
支払期日　令和７年11月５日
支払地　東京都大田区
支払場所　株式会社三菱ＵＦＪ銀行羽田支店
振出日　令和７年９月５日
振出地　東京都大田区
振出人　ダイコート株式会社　代表取締役　武田　　薫
受取人　世田谷精機㈱
最終所持人　申立人

令和７年（へ）第５０号
埼玉県川口市並木１丁目１番32号
申立人　株式会社永久
代表者代表取締役　柿沼　大樹
申立人代理人弁護士　西村　　敦
同　　本多　　唯
権利を争う旨の申述の終期　令和８年４月８日
令和７年12月18日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＤ023972
金額　1,071,067円
支払期日　令和８年１月25日
支払地　東京都板橋区
支払場所　株式会社みずほ銀行板橋支店
振出日　令和７年９月25日
振出地　東京都豊島区
振出人　ＢＸゆとりフォーム株式会社　代表取締役社長　須郷　　茂
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和７年（家）第８０６９号
東京都千代田区神田司町２丁目７番地　福禄ビル５階　クラース東京法律事務所
申立人　大澤美穂子
本籍東京都目黒区上目黒１丁目55番地、最後の住所東京都豊島区池袋２丁目71番９号　ミラノ第３レジデンス402号
不在者　阿部　　清
昭和17年10月４日生
届出期間満了日　令和８年４月９日
東京家庭裁判所

令和７年（家）第８９８５号
東京都港区白金台２―12―17
申立人　高橋　幹男
本籍東京都新宿区西新宿４丁目416番地、最後の住所東京都新宿区十二社416番地
不在者　松井　晴志
昭和18年８月27日生
届出期間満了日　令和８年４月９日
東京家庭裁判所

令和７年（家）第１６８２号
愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘17番地18
申立人　森島　　豪
本籍愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘17番地18、最後の住所愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘17番地18
不在者　森島　達男
昭和25年４月21日生
届出期間満了日　令和８年４月９日
名古屋家庭裁判所

令和７年（家）第４３４号
大阪府貝塚市木積1949番地13
申立人　河合　月美
本籍大阪府貝塚市三ツ松472番地２、最後の住所兵庫県尼崎市神田南通６丁目155番古河電気工業「秀成寮」
不在者　河合　源造
昭和８年２月24日生
届出期間満了日　令和８年４月９日
大阪家庭裁判所岸和田支部

令和７年（家）第１７１号
北海道上磯郡木古内町字木古内81―６
申立人　新井田了子
本籍秋田県男鹿市船越町船越181番地、最後の住所北海道上磯郡木古内村字本町65番地
不在者　鈴木　淑子
昭和９年３月21日生
届出期間満了日　令和８年４月13日
函館家庭裁判所

令和７年（家）第３４２４号
香川県仲多度郡琴平町榎井503番地８
申立人　丸木ハナコ
本籍香川県仲多度郡まんのう町吉野666番地１、最後の住所大阪府大阪市此花区梅町１
不在者　小松　信行
昭和２年11月10日生
届出期間満了日　令和８年４月13日
大阪家庭裁判所

令和７年（家）第３４２５号
香川県仲多度郡琴平町榎井503番地８
申立人　丸木ハナコ
本籍香川県仲多度郡まんのう町吉野666番地１、最後の住所大阪府大阪市此花区四メ島千鳥町15
不在者　小松　良夫
昭和５年５月５日生
届出期間満了日　令和８年４月13日
大阪家庭裁判所

令和７年（家）第４１１７号
東京都調布市調布ヶ丘３丁目34―１―1108
申立人　坪田　邦夫
本籍不明、最後の住所不明
不在者　中川はつの
明治27年11月11日生
届出期間満了日　令和８年４月13日
大阪家庭裁判所

令和７年（家）第４１１８号
東京都調布市調布ヶ丘３丁目34―１―1108
申立人　坪田　邦夫
本籍不明、最後の住所不明
不在者　中川　修治
昭和６年10月26日生
届出期間満了日　令和８年４月13日
大阪家庭裁判所

失 踪 宣 告

令和７年（家）第１０１０号
本籍北海道山越郡長万部町字旭浜50番地、最後の住所北海道室蘭市本輪西町２丁目３番３号
不在者　村田　　勝
昭和12年３月23日生
令和７年12月10日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所室蘭支部裁判所書記官

令和７年（家）第３０８８号
本籍長崎県長崎市酒屋町18番地、最後の住所不明
不在者　松田キミヨ
明治32年11月９日生
令和７年12月11日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和７年（家）第４８０３号
本籍神奈川県横浜市鶴見区矢向２丁目895番地、最後の住所不明
不在者　荒井　増藏
明治43年11月29日生
令和７年12月11日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和７年（家）第２３５号
本籍福岡県福岡市城南区茶山２丁目475番地、最後の住所福岡県福岡市城南区茶山２丁目１番25号
不在者　齋藤千鶴子
昭和17年２月４日生
令和７年12月６日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所裁判所書記官

令和６年（家）第１１１号
本籍茨城県坂東市岩井2247番地２、最後の住所茨城県坂東市岩井2247番地
不在者　山口　　弘
昭和33年２月６日生
令和７年11月29日失踪宣告審判確定
水戸家庭裁判所下妻支部裁判所書記官

令和６年（家）第１２０号
本籍茨城県古河市新久田218番地13、最後の住所茨城県古河市仁連33番地
不在者　渕岡　俊介
平成元年11月３日生
令和７年11月29日失踪宣告審判確定
水戸家庭裁判所下妻支部裁判所書記官

令和７年（家）第１７４５号
国籍中国、最後の住所東京都大田区大森西１丁目１番８―303号　大森フラワーマンション
不在者　趙　　淑雲
西暦1960年２月18日生
令和７年12月12日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和７年（家）第８３９号
本籍東京都府中市新町１丁目82番地の23、最後の住所東京都府中市新町１丁目82番地の23
不在者　高松　要司
昭和29年３月28日生
令和７年12月12日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

令和７年（家）第８６号
本籍神奈川県三浦市南下浦町菊名308番地、最後の住所神奈川県三浦市南下浦町菊名308番地
不在者　山崎　正宏
昭和60年１月１日生
令和７年12月５日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所横須賀支部裁判所書記官

令和７年（家）第８１２号
本籍神奈川県大和市上和田896番地、最後の住所神奈川県大和市上和田986番地
不在者　星野マイケルポール
昭和47年５月11日生
令和７年12月12日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

令和７年（家）第３６００号
本籍愛知県名古屋市中川区中野新町２丁目4636番地、住所大阪市西成区天下茶屋北２丁目７番５号じきょう
申立人（失踪者）　八重澤幸男
昭和24年１月24日生
令和７年12月16日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和７年（へ）第１号
東京都杉並区西荻南２丁目５番15号ブリリア西荻窪308
申立人　土屋　勇輝
権利を争う旨の申述の終期　令和７年12月10日
令和７年12月15日　　武蔵野簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＰＢ10029
金額　1,000,000円
支払人　三井住友信託銀行吉祥寺支店
支払地　武蔵野市吉祥寺本町１丁目
振出日　令和７年３月24日
振出地　武蔵野市
振出人　三井住友信託銀行吉祥寺支店　支店長　鈴木　孝宏
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和７年（フ）第１３０号
福島県会津若松市上町１番１号
債務者　株式会社まつもと精肉店
代表者代表取締役　松本　賢之
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　大輔
4　破産債権の届出期間　令和８年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月19日午前10時30分
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和７年（フ）第６４５号
兵庫県尼崎市杭瀬寺島１丁目14番―19号
債務者　有限会社エスコム
代表者取締役　穴吹　照美
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長崎　良太
4　破産債権の届出期間　令和８年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月13日午前10時45分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第８１号
山形県鶴岡市本町１丁目７番48号
債務者　株式会社茂木
代表者代表取締役　茂木　純司
1　決定年月日時　令和７年12月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　脇山　　拓
4　破産債権の届出期間　令和８年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月23日午前11時
山形地方裁判所鶴岡支部

令和７年（フ）第３５１号
奈良県生駒市高山町10192番地11
債務者　株式会社シャドール
代表者代表取締役　南條　優子
1　決定年月日時　令和７年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝岡　直美
4　破産債権の届出期間　令和８年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月16日午後１時15分
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第７５号
秋田県能代市外荒巻字家ノ下82番地
債務者　ファームあきあかね株式会社
代表者代表取締役　佐々木直実
1　決定年月日時　令和７年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大庭　秀俊
4　破産債権の届出期間　令和８年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月18日午前10時40分
秋田地方裁判所能代支部

令和７年（フ）第６２７８号
埼玉県草加市吉町３丁目２―47―３―104
債務者　安藤　一朗
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北　　祥子
4　破産債権の届出期間　令和８年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年５月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９３１０号
東京都渋谷区神宮前３－６－23　カーム神宮前206
債務者　有限会社マーヴェリック
代表者代表取締役　桑原由美子
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾島　絵美
4　破産債権の届出期間　令和８年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９３１１号
東京都渋谷区神宮前３－６－23
債務者　株式会社ルミエグラン
代表者代表取締役　桑原由美子
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾島　絵美
4　破産債権の届出期間　令和８年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９３１２号
東京都渋谷区神宮前３－６－23　カーム神宮前206
債務者　一般社団法人日本コスメティックプロフェッショナル協会
代表者代表理事　桑原由美子
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾島　絵美
4　破産債権の届出期間　令和８年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１８号
福島県岩瀬郡鏡石町中町449番地
債務者　有限会社遠藤建機
代表者代表取締役　遠藤　賢一
1　決定年月日時　令和７年12月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　孝介
4　破産債権の届出期間　令和８年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年４月13日午後１時30分
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第２２６号
新潟県魚沼市大石1452番地４
債務者　有限会社魚沼テーコー
代表者代表取締役　鈴木　和美
1　決定年月日時　令和７年12月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　隆史
4　破産債権の届出期間　令和８年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月５日午前11時50分
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和７年（フ）第７７７号
静岡市駿河区下島209番地の２
債務者　有限会社タイレック
代表者取締役　野口　正行
1　決定年月日時　令和７年12月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川将大
4　破産債権の届出期間　令和８年２月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月10日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４２３号
茨城県水戸市城東３丁目１番78号
債務者　株式会社五十嵐建設
代表者代表取締役　五十嵐康光
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　人見　光一
4　破産債権の届出期間　令和８年２月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年４月14日午後２時
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第１０７号
新潟県燕市南５丁目６番16号
債務者　株式会社七里惣四郎商店
代表者代表取締役　七里　　彰
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　理順
4　破産債権の届出期間　令和８年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月19日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所三条支部

令和７年（フ）第５７６号
新潟市南区西笠巻新田331番地
債務者　藤原電気株式会社
代表者代表取締役　藤原　憲一
1　決定年月日時　令和７年12月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　伸吾
4　破産債権の届出期間　令和８年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月６日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第６１８６号
大阪府東大阪市角田３丁目３番18号
債務者　合同会社福祉わんど
代表者代表社員　土山沙輝子
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　直樹
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和７年（フ）第１３０５号
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目22番地の９
パストラルハイツ106
債務者　織田　幸恵
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　草苅　翔平
4　破産債権の届出期間　令和８年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年４月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第９６８号
北九州市若松区二島５丁目１番13号
債務者　橋本　健一
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　　啓
4　破産債権の届出期間　令和８年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月６日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年２月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第６４１号
兵庫県西宮市高松町18番４－206号
債務者　幸加木真実
1　決定年月日時　令和７年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川西　絵理
4　破産債権の届出期間　令和８年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月９日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和８年２月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第３６９号
大阪市浪速区桜川２丁目10番２－214号
債務者　吉村　正義
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和島美枝子
4　破産債権の届出期間　令和８年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月16日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和８年３月２日まで
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１３１号
福島県会津若松市東千石２丁目４番18号
アーバン・ビレッジ101号、前住所福島県会津若松市上町１番１号
債務者　松本　賢之
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　大輔
4　破産債権の届出期間　令和８年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年３月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和７年（フ）第４１６号
群馬県伊勢崎市曲輪町19番12号
債務者　石田　　保
1　決定年月日時　令和７年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　絢子
4　破産債権の届出期間　令和８年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年３月24日午前10時15分
6　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第１４９号
北海道中川郡幕別町札内北町131番地の６Ｂ
債務者　濱田　美行
1　決定年月日時　令和７年12月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松野　貴紀
4　破産債権の届出期間　令和８年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年３月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年２月25日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和７年（フ）第１１１５号
東京都東村山市栄町２丁目33番地栄町２丁目アパート１―406
債務者　タジマ　ロウェナ　サラザル（ＴＡＪＩＭＡ　ＲＯＷＥＮＡ　ＳＡＬＡＺＡＲ）
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥生　尚美
4　破産債権の届出期間　令和８年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年３月４日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年３月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２１７号
千葉県大網白里市仏島55番地３
債務者　山口　重夫
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　孝太
4　破産債権の届出期間　令和８年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年３月12日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年３月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和７年（フ）第４６３号
岐阜県瑞穂市十七条54番地５
債務者　古川　淳子
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　俊治
4　破産債権の届出期間　令和８年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年３月６日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和８年３月６日まで
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第２８７７号
横浜市戸塚区戸塚町3406番地
債務者　鈴木　康典
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部新治郎
4　破産債権の届出期間　令和８年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年３月16日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和８年３月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１２８号
長野県上田市住吉3158番地
債務者　大島とよ子
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池さやか
4　破産債権の届出期間　令和８年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年３月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年３月11日まで
長野地方裁判所上田支部

令和７年（フ）第３２３０号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目１番26―301号
債務者　吉野　敬太
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野竹　秀一
4　破産債権の届出期間　令和８年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年３月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年３月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３４０号
北海道旭川市末広４条２丁目５番27号
債務者　三輪由里子
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　優文
4　破産債権の届出期間　令和８年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年３月25日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年３月18日まで
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第９２９号
川崎市川崎区大島４丁目１番19号　クロシェット　103
債務者　金子　秀命
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金川　昌平
4　破産債権の届出期間　令和８年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年３月24日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年３月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第４１９号
岐阜県各務原市鵜沼宝積寺町６丁目２番地、前住所名古屋市緑区西神の倉２丁目1102番地（パークガーデン神ノ倉Ⅱ　301号）
債務者　荒井　成年
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　恵子
4　破産債権の届出期間　令和８年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年３月24日午前10時10分
6　免責意見申述期間　令和８年３月24日まで
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第９３１３号
東京都渋谷区神宮前３丁目１―12―203
債務者　桑原由美子
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾島　絵美
4　破産債権の届出期間　令和８年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年３月26日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年３月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１５８８号
神奈川県大和市大和東１丁目９番18号　ランドアウスⅡ205号
債務者　浅田　雅廣
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　弘人
4　破産債権の届出期間　令和８年１月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年４月14日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年４月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２７９４号
横浜市青葉区青葉台１丁目11番地４　田園青葉台住宅16号棟406号
債務者　本多　計広
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森山憲太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年４月16日午後２時10分
6　免責意見申述期間　令和８年４月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４６５号
静岡県磐田市福田中島727番地２
債務者　武藤　公浩
1　決定年月日時　令和７年12月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　劔持　友浩
4　破産債権の届出期間　令和８年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年４月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年４月15日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第１０７号
北海道北見市美芳町２丁目３番１号　グローリ美芳１号、住民票上の住所北海道北見市常呂町字栄浦329番地16
債務者　工藤　恵裕
1　決定年月日時　令和７年12月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井理矢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月26日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和７年（フ）第３１４号
群馬県佐波郡玉村町大字板井1017番地38
債務者　原　　亮
1　決定年月日時　令和７年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永島　隆明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月24日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第４１０号
群馬県前橋市緑が丘町19番地４
債務者　しんとう石材こと　大山香保里
1　決定年月日時　令和７年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木麻里奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第１０４号
福岡県飯塚市伊川1254番地17　ビレッジハウス伊川２号棟407号室、前住所福岡県飯塚市楽市602番地４
債務者　南　　大介
1　決定年月日時　令和７年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　枡田　晃久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和７年（フ）第１４３号
栃木県小山市東城南４丁目20番地12　ロイヤルカームコートＡ102号、前住所栃木県小山市東城南５丁目16番地18
債務者　関根　里枝（旧姓藤村）
1　決定年月日時　令和７年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩間　光朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月18日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年２月17日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和７年（フ）第４０８号
群馬県前橋市六供町２丁目12番地16
債務者　井野　俊也
1　決定年月日時　令和７年12月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　　章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月19日午前11時45分
5　免責意見申述期間　令和８年２月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第４０９号
群馬県前橋市六供町２丁目12番地16
債務者　井野智惠美
1　決定年月日時　令和７年12月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　　章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月19日午前11時45分
5　免責意見申述期間　令和８年２月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和６年（フ）第３９９号
香川県坂出市府中町5001番地９　県営坂出府中団地１棟509号
債務者　高川　誠司
1　決定年月日時　令和７年12月23日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　浩之輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月18日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年２月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第４０５号
香川県高松市三谷町1680番地　さつき荘
債務者　曽我部広司
法定代理人成年後見人　松村　　剛
1　決定年月日時　令和７年12月23日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　龍太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年２月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第９７６号
北九州市若松区畠田３丁目６番12―306号
債務者　柴田　哲也
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　貴明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年２月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２１８号
新潟県南魚沼市八幡98番地　八幡宮社務所
債務者　杉本　　愛
1　決定年月日時　令和７年12月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月５日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和８年２月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和７年（フ）第６０７０号
大阪市住之江区南加賀屋２丁目２番39―701号
債務者　延藤　知久
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住原　秀一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月５日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３４３号
愛媛県松山市久万ノ台1248番地１
債務者　白方みずほ
1　決定年月日時　令和７年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　伸夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年２月20日まで
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４９１号
鹿児島県いちき串木野市昭和通186番地　サンフィール串木野102号
債務者　立石　晃大
1　決定年月日時　令和７年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永里佐和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年２月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第５７号
岩手県釜石市大字平田第２地割11番地４
債務者　渡邉　法子
1　決定年月日時　令和７年12月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富谷　耕作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年２月24日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和７年（フ）第２３９号
山形県上山市中山5330番地
債務者　齋藤　信明
1　決定年月日時　令和７年12月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向田　　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年４月30日午前10時35分
5　免責意見申述期間　令和８年２月24日まで
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３１９号
福島県岩瀬郡鏡石町中町449番地
債務者　遠藤　賢一
1　決定年月日時　令和７年12月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　孝介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年４月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年２月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第２５６号
三重県鈴鹿市長太栄町３丁目１番７号　ユーサレム101号室
債務者　山口　浩稔
1　決定年月日時　令和７年12月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　敦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月11日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年２月24日まで
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第４３２４号
大阪市鶴見区焼野１丁目南８番５号　ボンボヌール鶴見緑地101、前住所大阪市西区南堀江２丁目１番15―1302号
債務者　福富　加奈
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古野裕衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月９日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６２１０号
大阪市住之江区南加賀屋２丁目２番38―1007号
債務者　荒井　　優
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池浦　駿介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月９日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６５１号
神戸市須磨区村雨町６丁目１番33号
債務者　芝田由加里
1　決定年月日時　令和７年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊田　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年２月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第２６１号
徳島県鳴門市大津町木津野字四丁野32番地８
債務者　宇山　知子
1　決定年月日時　令和７年12月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂村　隆明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月19日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年２月24日まで
徳島地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３０８号
高知県南国市廿枝1766番地１　谷口住宅13号
債務者　森下　勝恵
1　決定年月日時　令和７年12月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　宗佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月27日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年２月24日まで
高知地方裁判所破産係

令和７年（フ）第８１号
福岡県大牟田市大字田隈49番地２
債務者　内田万智子
1　決定年月日時　令和７年12月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯村しおり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年４月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年２月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和７年（フ）第５２号
熊本県山鹿市泉町205番地、前住所千葉県市川市行徳駅前３丁目９番11―305号（ローズガーデン32番館）
債務者　髙尾亜嘉利
1　決定年月日時　令和７年12月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下雅裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年２月24日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和７年（フ）第４９７号
鹿児島市武２丁目24番14号　吉永ビル202号
債務者　竹下　義一
1　決定年月日時　令和７年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月３日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年２月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第４２８号
沖縄県那覇市久米２丁目11番16号　宇良アパート403
債務者　渡久地　剛
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮城　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月19日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年２月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第７７号
秋田県能代市清助町６番58号
債務者　松岡　誠已
1　決定年月日時　令和７年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　康宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月４日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年２月25日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和７年（フ）第２１１５号
埼玉県蕨市南町２丁目23番９号
債務者　布田　幸代
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢田　達広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月11日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第９４７号
埼玉県飯能市大字双柳981番地４
債務者　居酒屋じゃうじゃうこと　浪岡八重子
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　志穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月11日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年２月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第２９６８号
横浜市緑区新治町701番地１　ウエストヒルズⅡ　203号
債務者　佐々木康之
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　武洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月４日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年２月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２９０２号
名古屋市名東区香南１丁目418番地の１　ツインコート24　206号
債務者　星野　克己
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　誠之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１１３５号
京都市右京区梅津南広町47番地１　デ・リード＆サンヴェール桂川東416号室、前住所京都市北区出雲路神楽町23番地４
債務者　大嶋　修輔
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井関　佳法
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月11日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年２月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１４１２号
京都市伏見区下鳥羽西柳長町32　セントミリオン101号室、住民票上の住所大阪府東大阪市川田２丁目７番５号　イーストパーク303
債務者　暇企画こと　多和　一成
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　用大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年２月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１４４９号
京都府八幡市男山八望３番地１－B51－1003
債務者　中島　功博
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　浩作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月11日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年２月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１５０３号
兵庫県豊岡市但東町中山457番地の７、前住所京都府城陽市寺田樋尻10番地の５
債務者　藤原　寛治
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　悠太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月18日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年２月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第６７８号
熊本県下益城郡美里町大窪175番地
債務者　松下　　稔
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　誠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月26日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年２月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第５０４号
宮崎市中村東２丁目３番14号　ミライズビル302号、前住所宮崎市松橋１丁目５番17号阪元アパート１階１－２号
債務者　重松　浩一
1　決定年月日時　令和７年12月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新原　次郎
4　免責意見申述期間　令和８年２月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第５１６号
宮崎市旭１丁目５番４号　ファースト旭405号、前住所宮崎市大字熊野2320番地２
債務者　大野　芳裕
1　決定年月日時　令和７年12月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　孝志
4　免責意見申述期間　令和８年２月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第５４２号
宮崎市清水１丁目11番９号
債務者　カフェグレコこと　佐藤　利一
1　決定年月日時　令和７年12月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹村　圭介
4　免責意見申述期間　令和８年２月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第７２号
宮崎県都城市山田町山田6191番地
債務者　山下　正勝
1　決定年月日時　令和７年12月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　直哉
4　免責意見申述期間　令和８年２月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和７年（フ）第９７３号
埼玉県所沢市大字山口340番地の１　グリーンハイム岡田Ｃ－105
債務者　猪股　宏司
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　昌宏
4　免責意見申述期間　令和８年２月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和７年（フ）第３１４号
愛知県豊川市開運通１丁目７番地の４
債務者　開新工業こと　新垣　八郎
1　決定年月日時　令和７年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月９日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第２１３５号
札幌市中央区南２条西９丁目１番地23　ラ・ソレイユ南２条801号
債務者　尾﨑　達也
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２１３６号
札幌市中央区南２条西９丁目１番地23　ラ・ソレイユ南２条801号
債務者　尾﨑　優子
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２２０５号
札幌市東区北28条東13丁目１番８号　華澄ハイツ201号
債務者　髙橋美由紀
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２２５５号
札幌市白石区本通９丁目南４番３号　サニープレイス402号
債務者　阿波衣久美
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２２７３号
北海道石狩郡当別町春日町468番地２
債務者　畑　　大介
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２３０６号
札幌市厚別区厚別西５条５丁目１番36号　第51松井ビル101
債務者　中田　美香（旧姓保科）
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２３５０号
札幌市南区真駒内本町６丁目９番15号　第２本町ハウス２－Ａ号
債務者　中島　広子
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２３６５号
札幌市東区伏古１条４丁目４番６―212号
債務者　岩本　文彦
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２４１１号
札幌市豊平区美園６条３丁目４番８号
債務者　宇生　麗子
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２４４７号
北海道石狩市花川南２条４丁目118番地　高田マンション201号
債務者　若松　真美
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２４８５号
札幌市白石区栄通２丁目８番20―403号
債務者　里谷　　杏（旧姓日根）
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２４９０号
札幌市白石区北郷４条４丁目14番27―101号
債務者　鈴木　　信
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２５３４号
札幌市豊平区平岸３条６丁目１番31号　マノワール平岸302号
債務者　角谷　麻美
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２６４号
釧路市愛国東２丁目11番1210号　Ｉ・ＪＯＹ２　212号室
債務者　大澤　奈々
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
釧路地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１０５号
北海道北見市春光町６丁目３番１―107号
債務者　青野　　修
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和７年（フ）第１０６号
北海道北見市常盤町５丁目18番地３　セリバシーハイツ203号、前住所北海道北見市美芳町１丁目５番15号　バリュー美芳２―２号
債務者　仲野ひろみ
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和７年（フ）第１０８号
北海道北見市朝日町48番地412
債務者　柴田　剛信
1　決定年月日時　令和７年12月23日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和７年（フ）第１３４号
福島県大沼郡会津美里町字新町322番地１、前住所福島県会津若松市西年貢２丁目６番10号
債務者　湯田　和磨
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和７年（フ）第２３５号
福島県いわき市洋向台４丁目２番地の６
債務者　須藤　春江
1　決定年月日時　令和７年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和７年（フ）第４２０号
群馬県伊勢崎市曲輪町16番２号
債務者　星　　貴光
1　決定年月日時　令和７年12月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第３４７号
千葉県成田市久住中央４丁目19番地24（シャルマンＢ102）
債務者　生出　尊大
1　決定年月日時　令和７年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第３５６号
千葉県成田市並木町143番地109（Ｈａｌｅ　Ｃａｙｕｇａ312）
債務者　中山千恵美
1　決定年月日時　令和７年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第７８号
三重県松阪市櫛田町３番地９
債務者　小倉　早織（旧姓濱武）
1　決定年月日時　令和７年12月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
津地方裁判所松阪支部

令和７年（フ）第５７号
京都府宮津市字波路2174番地の６
債務者　高橋　郁美
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和７年（フ）第３４号
京都府舞鶴市行永東町９番地―２棟101号
債務者　岩永多美子
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和７年（フ）第１０５号
兵庫県小野市来住町339番地市住西団地５号
債務者　藤井　久司
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
神戸地方裁判所社支部

令和７年（フ）第５２号
和歌山県田辺市文里１丁目３番８号　２－C、前住所和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台55番47号　フレグランス南紀の台202号
債務者　竹中　香織（旧姓山田）
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和７年（フ）第９８６号
福岡県中間市中央２丁目２番37号
債務者　増田　早紀
1　決定年月日時　令和７年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１００９号
北九州市小倉南区湯川新町１丁目10番17号（A102）
債務者　山本　明美
1　決定年月日時　令和７年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年２月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

令和７年（フ）第４２号
千葉県館山市山本963番地の５　ナカムラハイツ101
債務者　伊東　和幸
1　主文　当裁判所が令和７年12月９日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき「千葉県館山市山本963番地の５」とあるのを「千葉県館山市山本963番地の５　ナカムラハイツ101」と更正する。
2　決定年月日　令和７年12月18日
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和７年（フ）第４３号
千葉県館山市山本963番地の５　ナカムラハイツ101
債務者　伊東由美子
1　主文　当裁判所が令和７年12月９日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき「千葉県館山市山本963番地の５」とあるのを「千葉県館山市山本963番地の５　ナカムラハイツ101」と更正する。
2　決定年月日　令和７年12月18日
千葉地方裁判所館山支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和７年（フ）第２１８号
鹿児島市紫原４丁目21番26号　紫原寮101号
破産者　井上　敬文
1　破産債権の届出期間　令和８年１月16日まで
2　一般調査期日　令和８年３月10日午後２時
令和７年12月19日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第２８９号
鹿児島県熊毛郡中種子町増田5978番地２
破産者　松元　睦子
1　破産債権の届出期間　令和８年１月19日まで
2　一般調査期日　令和８年３月13日午前11時
令和７年12月19日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第７６８号
北九州市小倉北区足立３丁目１番21―406号、申立時の住所北九州市小倉北区熊本３丁目９番９号
破産者　道免　美樹
1　破産債権の届出期間　令和８年１月21日まで
2　一般調査期日　令和８年２月４日午後３時
令和７年12月22日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第３１８号
兵庫県芦屋市西蔵町２番18号202
破産者　天王寺谷祥一
1　破産債権の届出期間　令和８年１月22日まで
2　一般調査期日　令和８年３月12日午前10時
令和７年12月19日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第３３７号
北九州市小倉北区上富野２丁目２番12―206号、前住所北九州市小倉北区黄金１丁目２番７―301号
破産者　馬場　克枝
1　破産債権の届出期間　令和８年１月22日まで
2　一般調査期日　令和８年２月19日午後２時
令和７年12月23日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１７９号
奈良県生駒市生駒台北1863番地８　サンガーデン生駒台　B－２
破産者　藤矢　恭史
1　破産債権の届出期間　令和８年１月26日まで
2　一般調査期日　令和８年３月16日午後１時20分
令和７年12月22日　奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第５１号
鹿児島市小野２丁目２番１号
破産者　株式会社グッドホームかごしま
1　破産債権の届出期間　令和８年１月26日まで
2　一般調査期日　令和８年３月17日午後２時
令和７年12月22日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第１１号
福岡県京都郡みやこ町犀川帆柱1459番地（住民票上の住所：福岡県京都郡みやこ町犀川下伊良原1883番地31　伊良原住宅６号）
破産者　高瀬　享一
1　破産債権の届出期間　令和８年１月29日まで
2　一般調査期日　令和８年３月12日午前10時40分
令和７年12月22日
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和７年（フ）第５７号
福岡県京都郡苅田町与原２丁目５番地14（コーポ塩塚107）（前住所　鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地585番地１（五日町西団地１号棟203号））
破産者　久田　幸雄
1　破産債権の届出期間　令和８年１月29日まで
2　一般調査期日　令和８年３月12日午前10時50分
令和７年12月22日
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和７年（フ）第５５８号
宮城県富谷市穀田要害32番地
破産者　齋藤　信一
1　破産債権の届出期間　令和８年１月30日まで
2　一般調査期日　令和８年３月27日午前11時45分
令和７年12月22日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２１７９号
横浜市南区大岡１丁目29番５号
破産者　山和建設株式会社
1　破産債権の届出期間　令和８年１月30日まで
2　一般調査期日　令和８年３月10日午後１時40分
令和７年12月23日
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４７０号
熊本県上益城郡益城町大字安永899番地１安永団地２棟108号
破産者　木村　和美
1　破産債権の届出期間　令和８年２月３日まで
2　一般調査期日　令和８年３月３日午後４時
令和７年12月23日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１５０号
三重県四日市市新正５丁目２番６号
破産者　株式会社三重互助サービス
1　破産債権の届出期間　令和８年２月６日まで
2　一般調査期日　令和８年３月６日午前10時15分
令和７年12月23日
津地方裁判所四日市支部破産係

令和６年（フ）第８６５号
北九州市八幡東区春の町２丁目１番22号
破産者　西日本内装株式会社
1　破産債権の届出期間　令和８年２月６日まで
2　一般調査期日　令和８年３月10日午前11時
令和７年12月23日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和７年（フ）第３２２号
鹿児島県鹿児島郡十島村大字小宝島１番地20村営住宅小宝島12号棟Ａ、前住所大阪府大阪市天王寺区生玉町10番23―413号
破産者　保田　和橘
異議申述期間　令和８年２月12日まで
令和７年12月18日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第４４７４号
大阪市淀川区西中島３丁目３番９号ＡＸＩＳ新大阪ビル２―501号
破産者　エコ・サービスセンター株式会社
異議申述期間　令和８年２月16日まで
令和７年12月22日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４４７５号
大阪府岸和田市尾生町2633番地の１
破産者　篭　　浩二
異議申述期間　令和８年２月16日まで
令和７年12月22日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１７６号
宮崎市学園木花台北１丁目６番地14
破産者　坂元洋二郎
異議申述期間　令和８年２月17日まで
令和７年12月23日　　宮崎地方裁判所破産係

免責審尋期日

令和７年（フ）第４７７２号
埼玉県さいたま市大宮区天沼町２丁目507―３、開始決定時の住所愛知県清須市西枇杷島町北二ツ杁25―２　ラマカレーナＡ１
破産者　齊藤　宏和
審尋期日　令和８年３月17日午前11時
令和７年12月17日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５４７８号
東京都江戸川区西葛西６丁目24―１―102
破産者　デシュパンデ　ワルシャ
審尋期日　令和８年３月16日午後２時
令和７年12月17日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２１０１号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階415Ａ
清算株式会社　株式会社Ｕ
代表清算人　草野　昭男
１　決定年月日　令和７年12月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１２号
金沢市本町１丁目５番２号
清算株式会社　マゼラングローバルマーケティング株式会社
代表清算人　朽木　浩志
１　決定年月日　令和７年12月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
金沢地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１００７号
神戸市中央区磯辺通３丁目２番11号三宮ファーストビル702号
清算株式会社　日本水機調査株式会社
代表清算人　山本　政和
１　決定年月日　令和７年12月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第４号
長崎県佐世保市木原町1897番地１
清算株式会社　株式会社日本窯業工芸
代表清算人　横石　次郎
１　決定年月日　令和７年12月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長崎地方裁判所佐世保支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１２号
新潟市中央区上所１丁目１番24号　Ｎビル４階　とやの総合法律事務所内
清算株式会社　とやの管財株式会社
１　決定年月日　令和７年12月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第６号
石川県加賀市山中温泉塚谷町イの323番地
清算株式会社　株式会社酢谷
１　決定年月日　令和７年12月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
金沢地方裁判所小松支部

令和７年（ヒ）第８号
香川県丸亀市綾歌町岡田東837番地
清算株式会社　株式会社宮武木工
１　決定年月日　令和７年12月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
高松地方裁判所民事部

再生手続開始

令和７年（再）第２号
大分県杵築市山香町大字野原4662番地198
再生債務者　株式会社匠牧場
１　決定年月日時　令和７年12月16日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年２月10日まで
４　再生債権の一般調査期間　令和８年３月17日から令和８年３月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

再生手続終結

令和６年（再）第２０号
長野県安曇野市穂高8183番地２
再生債務者　株式会社ハタ研削
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
令和７年12月18日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和７年（再イ）第５１号
三重県桑名市大字額田2025番地１
再生債務者　丸岩　宏志
１　決定年月日時　令和７年12月23日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月20日から令和８年１月27日まで
津地方裁判所四日市支部

令和７年（再イ）第１０１号
愛知県西尾市矢田２丁目６番地27
再生債務者　岡　　佳弘
１　決定年月日時　令和７年12月17日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月14日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月21日から令和８年１月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和７年（再イ）第２１８号
千葉県市川市南行徳４丁目16番１―405号（レクセルマンション南行徳）
再生債務者　森川いずみ
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月15日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月28日から令和８年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（再イ）第２９９号
札幌市白石区東札幌１条２丁目２番23―801号
再生債務者　松浦　　靖
１　決定年月日時　令和７年12月23日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月30日から令和８年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第２７号
釧路市昭和中央５丁目３番16号　コーポブレーメンＣ館202号室
再生債務者　島　　武弘
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月26日から令和８年２月２日まで
釧路地方裁判所民事部

令和７年（再イ）第２２５号
千葉市稲毛区山王町394番地９　エーデルハイムⅡ　102号
再生債務者　武藤　優香
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月29日から令和８年２月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（再イ）第１２７号
愛知県西尾市徳永町西側31番地１　レイワA101
再生債務者　谷口　広充
１　決定年月日時　令和７年12月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月23日から令和８年１月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和７年（再イ）第１１０号
岡山市北区天瀬７番３号　天瀬ハイマート202号室
再生債務者　タカケンこと　高杉　優太
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月26日から令和８年２月５日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（再イ）第１１４号
岡山市北区辰巳７番地109　701
再生債務者　春口　怜史
１　決定年月日時　令和７年12月22日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月26日から令和８年２月５日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（再イ）第１号
岡山県倉敷市玉島１丁目15番34号サンライズ玉島２号棟223号室（住民票上の住所）岡山県真庭市中335番地５
再生債務者　大石　　竜
１　決定年月日時　令和７年12月22日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月26日から令和８年２月５日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和７年（再イ）第１９０号
札幌市東区東苗穂８条３丁目17番３号　セレーサＤ棟１号
再生債務者　米澤　順子
１　決定年月日時　令和７年12月23日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月２日から令和８年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第２６０号
札幌市西区二十四軒４条７丁目５番24号佐々木方
再生債務者　大窪　将弘
１　決定年月日時　令和７年12月23日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月２日から令和８年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第２７８号
札幌市東区東雁来14条２丁目15番14号
再生債務者　新谷　俊之
１　決定年月日時　令和７年12月23日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月２日から令和８年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第１２号
北海道紋別郡遠軽町東町３丁目３番地36
再生債務者　菊地　伸幸
１　決定年月日時　令和７年12月23日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月27日から令和８年２月３日まで
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

令和７年（再イ）第２６号
岩手県北上市更木12―53―１
再生債務者　小原　光子
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時45分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月２日から令和８年２月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和７年（再イ）第２７号
岩手県花巻市下北万丁目216番地２
再生債務者　佐藤　孝光
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時45分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月２日から令和８年２月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和７年（再イ）第１２２号
仙台市太白区あすと長町４丁目２番38―2316号
再生債務者　西島　達紀
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月２日から令和８年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第１６号
石川県加賀市片山津町成山１番地31モンターニュ・アン・トルチェ201号室（従前の住所）石川県小松市串町戊141番地４
再生債務者　林　　柚希
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月26日から令和８年２月９日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和７年（再イ）第４４号
長野県松本市大字寿豊丘412番地２
再生債務者　牟禮　明典
１　決定年月日時　令和７年12月22日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月２日から令和８年２月９日まで
長野地方裁判所松本支部

令和７年（再イ）第１５号
長野県伊那市美篶9071番地６　楓青山ハイツA103
再生債務者　北原　和幸
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月２日から令和８年２月24日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和７年（再イ）第３０１号
名古屋市守山区森孝東２丁目814番地　森孝西住宅１棟201号
再生債務者　小嶋三千代
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月26日から令和８年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（再イ）第３０５号
愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字後山60番地91
再生債務者　加藤久美子
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月26日から令和８年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（再イ）第３０８号
名古屋市熱田区新尾頭２丁目２番34号　オープンレジデンシア金山熱田　ＴＨＥ　ＣＯＵＲＴ　504号
再生債務者　児玉健太郎
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月26日から令和８年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（再イ）第３１５号
名古屋市中村区若宮町４丁目56番地の14　プレサンスＮＡＧＯＹＡシティオ1208号
再生債務者　市川　有浩
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月26日から令和８年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（再イ）第３２１号
名古屋市天白区植田南３丁目111番地　エクセル植田　801号
再生債務者　小山　一馬
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月26日から令和８年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（再イ）第１４号
兵庫県加西市北条町北条1139番地
再生債務者　畑　幸一郎
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月26日から令和８年２月９日まで
神戸地方裁判所社支部

令和７年（再イ）第３号
島根県浜田市日脚町1398番地11
再生債務者　白井　義彦
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月26日から令和８年２月２日まで
松江地方裁判所浜田支部

令和７年（再イ）第４号
島根県浜田市日脚町1398番地11
再生債務者　白井かおり
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月26日から令和８年２月２日まで
松江地方裁判所浜田支部

令和７年（再イ）第１２３号
広島県東広島市西条中央１丁目12番12―310号　アルカディアⅡ
再生債務者　泉谷　和弘
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月26日から令和８年２月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第５７号
愛媛県松山市土居田町115番地９
再生債務者　髙石　竜二
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月26日から令和８年２月２日まで
松山地方裁判所民事部

令和７年（再イ）第４５号
佐賀県小城市小城町畑田251番地４
再生債務者　兵動　秀子
１　決定年月日時　令和７年12月22日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月２日から令和８年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（再イ）第５０号
佐賀市川副町大字犬井道1860番地１
再生債務者　寺丸　千春
１　決定年月日時　令和７年12月22日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月２日から令和８年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（再イ）第２８２号
札幌市北区北29条西６丁目５番５号　Ｋ’ｓフラットⅡ―201号
再生債務者　新井　教郎
１　決定年月日時　令和７年12月23日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月３日から令和８年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第３２号
函館市北美原２丁目24番７号
再生債務者　宇田　隆昭
１　決定年月日時　令和７年12月23日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月３日から令和８年２月24日まで
函館地方裁判所

令和７年（再イ）第３９号
茨城県つくばみらい市小張4132番地79
再生債務者　髙見澤利明
１　決定年月日時　令和７年12月23日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月３日から令和８年２月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（再イ）第６０号
群馬県伊勢崎市国定町２丁目2057番地３
再生債務者　巻島かほる
１　決定年月日時　令和７年12月23日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月３日から令和８年２月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（再イ）第１８号
岐阜市大菅北16番11―208号　（コーポシェイーネ）、（前住所）岐阜市鏡島精華３丁目３番15号
再生債務者　石原貴久彦
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月３日から令和８年２月10日まで
岐阜地方裁判所

令和７年（再イ）第３６号
三重県鈴鹿市若松西６丁目６番１号
再生債務者　Ａｄｉｉｅｚｕこと　光安　七美
１　決定年月日時　令和７年12月23日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月27日から令和８年２月10日まで
津地方裁判所再生係

令和７年（再イ）第１７号
三重県多気郡明和町大字佐田2427番地２
再生債務者　田端　愁平
１　決定年月日時　令和７年12月23日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月27日から令和８年２月10日まで
津地方裁判所松阪支部

令和７年（再イ）第２８号
鳥取県米子市和田町3437番地34
再生債務者　梶浦　智香
１　決定年月日時　令和７年12月23日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月３日から令和８年２月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和７年（再イ）第１４号
香川県三豊市高瀬町下勝間2761番地８
再生債務者　藤田　一貴
１　決定年月日時　令和７年12月23日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月３日から令和８年２月17日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和７年（再イ）第２３号
長崎県大村市原口町1113番地１
再生債務者　古川　　努
１　決定年月日時　令和７年12月23日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月３日から令和８年２月17日まで
長崎地方裁判所大村支部

令和７年（再イ）第２４号
長崎県大村市原口町1113番地１
再生債務者　古川　真弓
１　決定年月日時　令和７年12月23日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月３日から令和８年２月17日まで
長崎地方裁判所大村支部

令和７年（再イ）第７９号
熊本県上益城郡御船町大字高木2006番地９
再生債務者　鍬田　大喜
１　決定年月日時　令和７年12月23日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月３日から令和８年２月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（再イ）第３８号
栃木県栃木市城内町２丁目27番22―２号
再生債務者　大島　広之
１　決定年月日時　令和７年12月22日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月21日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月４日から令和８年２月12日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和７年（再イ）第４４号
埼玉県越谷市南越谷４丁目18番地７　南越谷コート311号
再生債務者　細井　　篤
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月21日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月４日から令和８年２月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和７年（再イ）第１０８号
埼玉県日高市大字高萩1848番地57
再生債務者　佐藤　大輔
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月21日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月４日から令和８年２月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（再イ）第１１１号
埼玉県川越市むさし野南26番地12
再生債務者　渡部　真吾
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月21日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月４日から令和８年２月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（再イ）第１１３号
埼玉県所沢市若松町807番地の１　ペットケアビレッジ若松町Ａ―102
再生債務者　小玉　将太
１　決定年月日時　令和７年12月18日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月21日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月４日から令和８年２月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（再イ）第４５６号
東京都江戸川区西小松川町７―３
再生債務者　佐藤　太一
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月21日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月４日から令和８年２月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第４８６号
東京都江東区千石１―５―15―201
再生債務者　佐野尚次郎
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月21日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月４日から令和８年２月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第４９５号
東京都墨田区向島２―11―６―501
再生債務者　田下　正貴
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月21日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月４日から令和８年２月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第５２２号
東京都新宿区新宿７―25―２―1302
再生債務者　内藤俊太郎
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月21日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月４日から令和８年２月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第５５２号
東京都世田谷区上用賀５―７―２―203
再生債務者　田島のぞみ
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月21日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月４日から令和８年２月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第５５３号
東京都足立区六木１―４―３
再生債務者　梶塚　正晃
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月21日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月４日から令和８年２月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第５６６号
東京都東村山市富士見町１―12―２　ヴィラージュ・ヴェール十番館301
再生債務者　安藤　　岬
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月21日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月４日から令和８年２月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第７１号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目５番13―901号
再生債務者　千葉　晃弘
１　決定年月日時　令和７年12月19日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月23日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月30日から令和８年２月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

令和７年（再イ）第１１号
福岡県八女市立花町北山4894番地
再生債務者　木本　勇樹
１　決定年月日時　令和７年12月22日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月２日から令和８年２月９日まで
福岡地方裁判所八女支部個人再生係

令和７年（再イ）第１５号
福岡県田川郡福智町金田898番地３
再生債務者　有吉　　寿
１　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年１月29日まで
４　一般異議申述期間　令和８年２月５日から令和８年２月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和７年（再イ）第２０号
川崎市高津区上作延１丁目15番８号　Ｔｉｅｒｒａ　202
再生債務者　安藤　光貴
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月12日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月13日まで
令和７年12月22日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（再イ）第７号
神奈川県横須賀市鶴が丘１丁目10番６―23号
再生債務者　田丸　芳枝
１　決議に付する再生計画案　令和７年12月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月13日まで
令和７年12月22日
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（再イ）第１８５号
名古屋市守山区東山町13番17号―２
再生債務者　南金山　隆
１　決議に付する再生計画案　令和７年12月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月13日まで
令和７年12月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（再イ）第９号
三重県志摩市阿児町神明933番地17
再生債務者　酒井　　亮
１　決議に付する再生計画案　令和７年12月３日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月13日まで
令和７年12月23日
津地方裁判所伊勢支部再生係

令和７年（再イ）第２１号
福岡県京都郡苅田町京町１丁目14―１　ルネッサンスＴＯＥＩかんだ410
再生債務者　光田　優希
１　決議に付する再生計画案　令和７年12月11日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月13日まで
令和７年12月22日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

令和７年（再イ）第２９号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲3191番地56
再生債務者　白石　　太
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月20日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月13日まで
令和７年12月23日
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（再イ）第８１号
愛知県西尾市城崎町３丁目18番地２
再生債務者　スリーバーこと　鳥居　　博
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月19日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月15日まで
令和７年12月18日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和７年（再イ）第８８号
愛知県安城市安城町宮前52番地　祥福マンション宮前308
再生債務者　佐々木広高
１　決議に付する再生計画案　令和７年12月18日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月15日まで
令和７年12月22日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和７年（再イ）第１８７号
東京都練馬区関町北１―１―４―405
再生債務者　長塚　　諒
１　決議に付する再生計画案　令和７年12月12日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月19日まで
令和７年12月22日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第３６１号
東京都江東区亀戸２―28―15―803
再生債務者　竹本　　聖
１　決議に付する再生計画案　令和７年10月17日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月19日まで
令和７年12月19日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第３７３号
東京都江戸川区西葛西６―28―20―308
再生債務者　郡司　利徳
１　決議に付する再生計画案　令和７年12月４日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月19日まで
令和７年12月22日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第４１２号
東京都日野市三沢１―13―20―105
再生債務者　久保　皓史
１　決議に付する再生計画案　令和７年12月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月19日まで
令和７年12月19日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第２３号
長野県安曇野市豊科5175番地１
再生債務者　田中　和樹
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月14日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月19日まで
令和７年12月22日　長野地方裁判所松本支部

令和７年（再イ）第２７号
長野県安曇野市穂高柏原1465番地13
再生債務者　小澤　壽晃
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月19日まで
令和７年12月22日　長野地方裁判所松本支部

令和７年（再イ）第６１号
愛知県西尾市吉良町駮馬丸山18番地
再生債務者　鈴木　　猛
１　決議に付する再生計画案　令和７年12月10日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月19日まで
令和７年12月18日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和７年（再イ）第３６４号
大阪市鶴見区横堤１丁目６番10号
再生債務者　加古川幸正
１　決議に付する再生計画案　令和７年12月17日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月19日まで
令和７年12月22日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第１８２号
札幌市西区西町北７丁目１番28―401号
再生債務者　赤裏　一人
１　決議に付する再生計画案　令和７年12月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月20日まで
令和７年12月23日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第２０５号
札幌市北区太平７条６丁目３番17号
再生債務者　久保　　翔
１　決議に付する再生計画案　令和７年12月10日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月20日まで
令和７年12月23日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第２１６号
札幌市豊平区平岸４条12丁目11番６―403号
再生債務者　梶井　英樹
１　決議に付する再生計画案　令和７年12月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月20日まで
令和７年12月23日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第１００号
東京都羽村市五ノ神４丁目14番地１ルミエールM408
再生債務者　花田　光由
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月20日まで
令和７年12月23日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（再イ）第８７号
京都市右京区太秦西野町６番地の25
再生債務者　山越　孝行
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月22日まで
令和７年12月22日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和７年（再イ）第９０号
京都市北区鷹峯藤林町６番地の238
再生債務者　村本奈巳子
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月18日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月23日まで
令和７年12月23日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和７年（再イ）第２６号
兵庫県川西市錦松台９番22号
再生債務者　長田　理
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月13日まで
令和７年12月22日
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和７年（再イ）第７７号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1163番地９
再生債務者　古野　広美
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月13日まで
令和７年12月15日
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第１１６号
福岡市南区皿山１丁目13番45―１号
再生債務者　竹本　淳一
1　決議に付する再生計画案　令和７年10月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月13日まで
令和７年12月15日
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第２３８号
福岡市博多区昭南町３丁目３番30―101号
デルソーレ昭南
再生債務者　川辺　悟
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月13日まで
令和７年12月17日
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第１１号
長崎県大村市武部町527番地４
再生債務者　須藤　将大
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月13日まで
令和７年12月22日　長崎地方裁判所大村支部

令和７年（再イ）第１７号
長崎県諫早市堂崎町５番地１　県住Ｕ棟204号
再生債務者　松山　光
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月13日まで
令和７年12月22日　長崎地方裁判所大村支部

令和７年（再イ）第８８号
神戸市長田区西代通３丁目10番20号
再生債務者　中西　啓
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月16日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月16日まで
令和７年12月19日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和７年（再イ）第１２０号
神戸市須磨区中落合２丁目３番２―1002号
再生債務者　大畑　慶幸
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月16日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月16日まで
令和７年12月19日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和７年（再イ）第１７２号
福岡市早良区室住団地41番304号
再生債務者　脇坂かおり
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月16日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月16日まで
令和７年12月16日
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第２６８号
福岡市博多区千代１丁目19番13―305号　イルフビル
再生債務者　遠山　颯生
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月16日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月16日まで
令和７年12月16日
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第４０号
長崎県長崎市上小島４丁目２番19号
再生債務者　神崎　崇司
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月16日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月16日まで
令和７年12月22日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和７年（再イ）第３０号
青森市大字浪館字平岡38番地９
再生債務者　阿部　隆範
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月19日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月19日まで
令和７年12月22日
青森地方裁判所民事部再生係

令和７年（再イ）第２５７号
福岡県筑紫野市大字若江464番地（クレールM105号）
再生債務者　村上　和広
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月19日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月19日まで
令和７年12月19日
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第２８９号
福岡県春日市一の谷５丁目２番地１　向乃マンション301号
再生債務者　清水　輝幸
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月19日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月19日まで
令和７年12月19日
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第１９０号
福岡市早良区田村３丁目14番30―105号　ウエルシーライフ
再生債務者　阿部　顕光
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月21日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月21日まで
令和７年12月19日
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（再イ）第２３２号
福岡県筑紫野市塔原東１丁目10番12号（マツヤハイツ２号館222号）（前住所）福岡県太宰府市五条１丁目８番６―307号
再生債務者　古賀　博樹
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月23日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月23日まで
令和７年12月19日
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第２３０号
福岡県太宰府市高雄４丁目６番11号
再生債務者　山添　拓矢
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月23日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月23日まで
令和７年12月19日
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第３２号
香川県高松市屋島西町2290番地５
再生債務者　梶原　正和
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月26日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月26日まで
令和７年12月22日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（再イ）第５８号
兵庫県西宮市天道町11番12―201号
再生債務者　船引　裕太
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月13日まで
令和７年12月23日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和７年（再イ）第４号
熊本県人吉市鬼木町1011番地３
再生債務者　岩本　恭平
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月６日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月６日まで
令和７年12月23日　熊本地方裁判所人吉支部

令和７年（再イ）第１１２号
神戸市東灘区御影塚町２丁目１番20号
再生債務者　鉄板空こと　西村　幸弘
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月13日まで
令和７年12月22日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和７年（再イ）第１１５号
神戸市灘区上野通７丁目２番21号　サニーレジデンス201号
再生債務者　坂本龍一郎
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月13日まで
令和７年12月22日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和７年（再イ）第８７号
北九州市若松区花野路２丁目４番７号
再生債務者　三笠　公大
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月13日まで
令和７年12月23日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（再イ）第１３０号
神戸市東灘区西岡本４丁目９番12号　ローヤルハイツ202号
再生債務者　エヌエムエスこと　森　　和夫
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月16日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月16日まで
令和７年12月22日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和７年（再イ）第１０号
福岡県飯塚市有安1025番地８　ビレッジハウス庄内１号棟105号室
再生債務者　久間　晃一
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月19日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月19日まで
令和７年12月22日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

令和７年（再イ）第１２号
福岡県飯塚市鯰田2525番地46
再生債務者　横畠　翔太
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月19日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月19日まで
令和７年12月22日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

令和７年（再イ）第１５号
福岡県飯塚市大分988番地１
再生債務者　齊藤ゆかり
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月19日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月19日まで
令和７年12月22日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

令和７年（再イ）第１２号
宮崎県延岡市緑ケ丘３丁目15番37―201号　パルグリーンヒル
再生債務者　田中　大希
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月19日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月19日まで
令和７年12月22日　宮崎地方裁判所延岡支部

令和７年（再イ）第５７号
新潟市東区秋葉１丁目１番39号
再生債務者　熊倉　修一
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月20日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月20日まで
令和７年12月23日　　新潟地方裁判所民事部

令和７年（再イ）第３０号
香川県高松市木太町2697番地40、申立時の住所香川県高松市瓦町１丁目９番地３　プレシャスタイム瓦町302
再生債務者　松村　聡史
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月20日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月20日まで
令和７年12月23日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（再イ）第３３号
香川県さぬき市長尾西619番地21
再生債務者　山科　健太
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月20日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月20日まで
令和７年12月23日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（再イ）第４０号
兵庫県明石市大久保町松陰10番地の20
再生債務者　宝来　陽文
1　決議に付する再生計画案　令和７年12月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年１月22日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年１月22日まで
令和７年12月22日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和７年（再イ）第４４号
愛知県安城市桜井町下谷101番地１
再生債務者　佐藤　信胤
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和７年12月19日
名古屋地方裁判所岡崎支部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和７年（再ロ）第４号
鹿児島市田上台３丁目13番15号
再生債務者　仲田素仁矢
1　決定年月日時　令和７年12月18日午後０時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年１月15日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月29日から令和８年２月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和７年（再ロ）第１５号
京都府宇治市木幡平尾27番地の437
再生債務者　小川　淳平
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月26日から令和８年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和７年（再ロ）第４号
北九州市小倉南区湯川新町１丁目13番45―９号
再生債務者　二反田俊之
1　決定年月日時　令和７年12月22日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年１月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年１月26日から令和８年２月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（再ロ）第１１号
東京都武蔵村山市大南１丁目23番地の12
再生債務者　村松　浩史
1　決定年月日時　令和７年12月23日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年１月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年２月３日から令和８年２月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（再ロ）第１０００７号
茨城県笠間市笠間1523番地６
再生債務者　海野　雄仁
1　決定年月日時　令和７年12月22日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年１月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年２月９日から令和８年３月２日まで
水戸地方裁判所

令和７年（再ロ）第１号
福岡県筑後市大字島田931番地２
再生債務者　富安　千春
1　決定年月日時　令和７年12月23日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年１月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年２月３日から令和８年２月10日まで
福岡地方裁判所八女支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和７年（再ロ）第１号
宮城県東松島市大曲字筒場131番地34
再生債務者　今野　孝則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年12月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年12月23日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

令和７年（再ロ）第１６号
大阪市住之江区新北島３丁目３番５―1105号
再生債務者　手柴　誠司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年12月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年12月22日
大阪地方裁判所第６民事部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和７年（チ）第１７号
千葉県茂原市茂原1102番地１
申立人　千葉県一宮川改修事務所長　宇野　晃一
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）千葉県長生郡一宮町宮原804番地
所在等不明共有者　神代忠次郎
届出期間満了日　令和８年４月20日
令和７年12月18日　千葉地方裁判所一宮支部

（別紙）　物　件　目　録
1　所在　長生郡一宮町宮原字下川渕
地番　613番15
地目　原野
地積　133平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
2　所在　長生郡一宮町宮原字下川渕
地番　613番14
地目　原野
地積　62平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
3　所在　長生郡一宮町宮原字下川渕
地番　613番13
地目　原野
地積　51平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
4　所在　長生郡一宮町宮原字下川渕
地番　613番12
地目　原野
地積　75平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
5　所在　長生郡一宮町宮原字下川渕
地番　613番11
地目　原野
地積　174平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
6　所在　長生郡一宮町宮原字下川渕
地番　613番10
地目　原野
地積　130平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
7　所在　長生郡一宮町宮原字下川渕
地番　613番１
地目　宅地
地積　181.00平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
8　所在　長生郡一宮町宮原字下川渕
地番　613番２
地目　宅地
地積　77.87平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１

9　所在　長生郡一宮町宮原字下川渕
地番　613番３
地目　原野
地積　87平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
10　所在　長生郡一宮町宮原字下川渕
地番　613番９
地目　宅地
地積　5.50平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
11　所在　長生郡一宮町宮原字下川渕
地番　613番５
地目　河川敷
地積　264平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
12　所在　長生郡一宮町宮原字下川渕
地番　613番６
地目　河川敷
地積　125平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
13　所在　長生郡一宮町宮原字下川渕
地番　613番７
地目　河川敷
地積　1163平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
14　所在　長生郡一宮町宮原字下川渕
地番　613番８
地目　河川敷
地積　142平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
15　所在　長生郡一宮町宮原字川渕道上
地番　639番７
地目　原野
地積　9.91平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
16　所在　長生郡一宮町宮原字川渕道上
地番　639番18
地目　河川敷
地積　271平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
17　所在　長生郡一宮町宮原字川渕道上
地番　639番17
地目　原野
地積　66平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
18　所在　長生郡一宮町宮原字川渕道上
地番　639番13
地目　宅地
地積　352.33平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
19　所在　長生郡一宮町宮原字川渕道上
地番　639番36
地目　宅地
地積　303.42平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
20　所在　長生郡一宮町宮原字川渕道上
地番　639番15
地目　宅地
地積　392.51平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
21　所在　長生郡一宮町宮原字川渕道上
地番　639番３
地目　宅地
地積　838.97平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
22　所在　長生郡一宮町宮原字川渕道上
地番　639番37
地目　宅地
地積　83.60平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
23　所在　長生郡一宮町宮原字川渕道上
地番　639番33
地目　宅地
地積　112.34平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
24　所在　長生郡一宮町宮原字川渕道上
地番　639番35
地目　宅地
地積　376.09平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
25　所在　長生郡一宮町宮原字川渕道上
地番　639番34
地目　宅地
地積　130.83平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
26　所在　長生郡一宮町宮原字川渕道上
地番　639番１
地目　原野
地積　28平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
27　所在　長生郡一宮町宮原字川渕道上
地番　639番25
地目　河川敷
地積　965平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１
28　所在　長生郡一宮町宮原字川渕道上
地番　639番26
地目　河川敷
地積　36平方メートル
所在等不明共有者の持分　69分の１

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和７年（チ）第６・７号
千葉県木更津市富士見１丁目２番１号
申立人　木更津市長　渡辺　芳邦
亡清水光枝の最後の住所　千葉県木更津市桜井595番地
所有者　亡清水光枝相続財産
届出期間満了日　令和８年２月18日
令和７年12月18日
千葉地方裁判所木更津支部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　木更津市桜井字南町
地番　595番１
地目　宅地
地積　137.52平方メートル
2　所在　木更津市桜井字南町　595番地１
家屋番号　595番１
種類　居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　59.62平方メートル
２階　24.84平方メートル

令和７年（チ）第４９号
神戸市中央区加納町６丁目５番１号
申立人　神戸市建築住宅局長　根岸　芳之
（亡飯田直樹の最後の住所）神戸市須磨区東白川台４丁目６番地の14
所有者　亡飯田直樹相続財産
届出期間満了日　令和８年２月18日
令和７年12月18日　神戸地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　神戸市須磨区東白川台四丁目
地番　６番14
地目　宅地
地積　147.41平方メートル
2　所在　神戸市須磨区東白川台四丁目
地番　６番29
地目　宅地
地積　0.53平方メートル
3　（主である建物の表示）
所在　神戸市須磨区東白川台四丁目６番地14
家屋番号　６番14
種類　居宅
構造　木造スレート葺２階建
床面積　１階　56.44平方メートル
２階　55.61平方メートル
（附属建物の表示）
符号　1
種類　車庫
構造　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床面積　16.50平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和７年（チ）第５号
茨城県つくば市寺具1331番地の１
申立人　株式会社広沢製作所
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）埼玉県戸田市大字新曽202番地２
所有者　黒川　弘
届出期間満了日　令和８年２月16日
令和７年12月16日　水戸地方裁判所下妻支部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　筑西市茂田字南原
地番　1803番38
地目　山林
地積　148平方メートル
2　所在　筑西市茂田字南原
地番　1803番58
地目　山林
地積　15平方メートル

令和７年（チ）第３号

新潟県新発田市石喜180番地
申立人　川東土地改良区
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）新発田市大字虎丸
所有者　加藤源五郎
届出期間満了日　令和８年２月18日
令和７年12月18日
新潟地方裁判所新発田支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　新発田市虎丸字中通
地番　791番２
地目　田
地積　78平方メートル

令和７年（チ）第４号

東京都渋谷区西原３丁目15番４号
申立人　角南　源五
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）東京都港区六本木一丁目３番20号ホーマットプレジデント640
所有者　鈴木　太郎
届出期間満了日　令和８年２月17日
令和７年12月17日　甲府地方裁判所都留支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　南都留郡鳴沢村字富士山
地番　8670番
地目　山林
地積　333平方メートル

令和７年（チ）第５号

福岡県行橋市大字稲童1722番地
申立人　稲童土地改良区
住所・居所　不明
共有者　森崎　才吉　外２名
届出期間満了日　令和８年２月27日
令和７年12月18日　福岡地方裁判所行橋支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　行橋市大字稲童字城尾
地番　69番
地目　田
地積　203平方メートル

令和７年（チ）第２号

佐賀県唐津市鎮西町名護屋5047番地
申立人　岸田　兼満
住所・居所　不明
所有者　大杉喜右ヱ門
届出期間満了日　令和８年２月27日
令和７年12月15日　佐賀地方裁判所唐津支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　唐津市鎮西町名護屋字麦原
地番　5050番
地目　宅地
地積　161平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和７年（チ）第３３号

石川県輪島市二ツ屋町２字29番地
申立人　輪島市長　坂口　茂
住所・居所　不明
（亡西端忠夫の最後の住所）石川県輪島市塚田町一部37番地１
所有者　亡西端忠夫相続財産
届出期間満了日　令和８年２月20日
令和７年12月18日　金沢地方裁判所輪島支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　輪島市塚田町壱部　37番地１、36番地乙
家屋番号　37番１
種類　居宅
構造　木造瓦葺平家建
床面積　182.71平方メートル
（附属建物の表示）
符号　１
種類　倉庫
構造　土蔵造瓦葺２階建
床面積　１階　35.01平方メートル
２階　25.85平方メートル
符号　４
種類　作業所
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　62.60平方メートル
２階　39.74平方メートル

会社その他の公告

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年一月七日
名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇
八号　（甲）鯱キャピタル合同会社
代表社員　金谷　正文
東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二階
（乙）合同会社ラクシュミー
代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年一月七日
名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇
八号　（甲）鯱キャピタル合同会社
代表社員　金谷　正文
東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号
ＶＯＲＴ秋葉原Ⅳ二階
（乙）合同会社ナマギーリ
代表社員　小口　裕太

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＮＫハイパック株式会社（住所茨城県常総市内守谷町四三六五番地一）に対して当社の事業の全部に関する権利義務を承継させることにいたしました。
当社の株主総会の承認決議は令和八年一月八日に予定しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
令和八年一月七日　官報掲載
茨城県常総市内守谷町四三六五番地一
株式会社全農ハイパック
代表取締役　今村　武之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号はＲＴＳ　Ｊａｐａｎ株式会社とします。
効力発生日は令和八年三月五日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年一月五日に終了しております。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年一月七日
北海道函館市豊川町一〇番六号
ＲＴＳ　Ｊａｐａｎ合同会社
代表社員　瀧川　竜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和八年二月二十七日であり、組織変更後の商号は株式会社樹音とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年一月七日
東京都港区北青山三丁目九番三号
合同会社樹音
代表社員　白杉　大樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号はＲＴＳ　Ｊａｐａｎ株式会社とします。
効力発生日は令和八年三月五日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年一月五日に終了しております。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年一月七日
東京都墨田区京島一丁目一番二一二七〇九号
合同会社Ｂ．Ｍ．
代表社員　大山　耕一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和八年二月二十七日であり、組織変更後の商号は株式会社大惠とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年一月七日
東京都港区北青山三丁目九番三号
合同会社大惠
代表社員　白杉　大樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年一月七日

東京都港区麻布台二丁目一番二―五〇八号

合同会社華

代表社員　小泉　舞華

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月七日

広島県福山市加茂町大字下加茂一〇二番地四七

合同会社Ｉｎ－ｓｉｇｈｔ

代表社員　安原　正治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百一万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月七日

東京都渋谷区神南一丁目一一―四ＦＰＧリンクス神南五階　株式会社ノースネスト

代表取締役　王　家豪

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五万円減少し二百五十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月七日

大阪市浪速区桜川一丁目一番三〇号コーポ原二〇五号室

合同会社太郎本舗

代表社員　柿木　央久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月七日

兵庫県芦屋市若葉町五番二―一一二三号

有限会社アシヤエンジニアリング

代表取締役　濵口　利和

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年二月一日を効力発生日とする株式会社大倉屋（本店・愛知県碧南市塩浜町七丁目九三番地）との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月七日

愛知県碧南市塩浜町七丁目九三番地

株式会社おくら

代表取締役　倉田　晋矢

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円、資本準備金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月十七日

掲載頁　二頁

令和八年一月七日

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉二一四八番地　株式会社明日香ホテルマネジメント

代表取締役　的場　健生

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月二十三日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年三月開催予定の第二期定時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年一月七日

札幌市中央区北三条西四丁目一番一号日本生命札幌ビル一四階　株式会社ゼノラボ

代表取締役　金　容雨

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月七日

岩手県盛岡市高松二丁目三五番二八号

株式会社エヌティーコンサルタント

代表取締役　田口　敬芳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月七日

横浜市都筑区川向町一一五八番一

横浜伸銅株式会社

代表取締役　権田有紀子

特定不能土地等管理者による供託公告

次の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第二十八条第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　所有者等特定不能土地に係る所在事項

埼玉県さいたま市見沼区大字膝子字台四九二番二

二　供託所　さいたま地方法務局

三　供託番号　令和七年度金第二二五二号

四　供託金額　十一万四十四円

五　裁判所　さいたま地方裁判所

六　事件名　特定不能土地等管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第三号

令和八年一月七日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目一〇番一六号シーノ大宮ノースウィング一四階Ｂアーク法律事務所

特定不能土地等管理者　大兼　将弘

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、令和八年一月二十二日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、各優先資本金の額の減少をする目的

当社が利用可能な資金をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため。

二、各優先資本金の額の減少をする要件

特定資産たる不動産の減価償却費、特定資産の売却又は消費税の還付その他により生じた本特定目的会社が利用可能な余裕金（現金余裕金」と総称する。）の範囲内で、⑴各事業年度における、当該事業年度中の特定資産たる不動産の減価償却額、⑵特定資産を売却した場合には、その簿価から当該事業年度中に期限前償還すべき特定社債の額及び期限前弁済すべき特定目的借入金の額を控除した額、⑶確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額、及び⑷その他本特定目的会社が利用可能な余剰現金の合計額を上限とする五万円の整数倍で取締役が相当と判断して決定すること。

三、各優先資本金の額の減少をする時期

現金余裕金が生じた場合で取締役が適当と認める時期に行う。

四、減少する各優先資本金の額

現金余裕金の計算を行い取締役の判断した金十二億円。

五、各優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

当社はＡ号優先出資とＢ号優先出資の二種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数はＡ号優先出資二万四〇〇〇口である。

六、各優先出資の消却の方法

任意買入消却とする。即ち、取締役が決定する優先資本金の額の減少額を、買入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。但し、希望者多数の場合には、Ａ号優先出資の消却が優先するものとし、Ｂ号優先出資はＡ号優先出資の全部が消却されるまでは、消却できないものとする。また、Ａ号優先出資社員の間又はＢ号優先出資社員の間では、出資比率に応じて決定する。

七、各優先出資の額の減少において消却に要する金額

金十二億円

八、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社はＡ号優先出資とＢ号優先出資の二種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

令和八年一月七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ＤＨ牧志特定目的会社

取締役　海田　雅人